

も決して適切でなかつたと考えられ、最終結論として
は、その裁決が保月村に損失を与えた節が見られるの
は偏見であろうか。

ともかく、この安政四年（一八五七）の裁決により、
保月村は苦難の道を強いられたのである。

しかし五僧村の言い分については、一五年前に五僧
村から奉行所に届けられた文書があるので最初にこれ
を紹介して、五僧村の実態を知る史料としたい。これ
によると、入札により炭焼き等の権利を得た保月村は
その炭焼きを始めたようであるが、五僧村はこの入札
には村の中の事とて参加しておらず、同一場所で両村
が炭焼きで渡世していたことが判明するが、これも山
論の中の一現象であると考えたい。

七一一 乍^レ恐以ニ書付御願奉申上候

犬上郡五僧村

右当村領内往古方北者河内境字河内江南ハ大君ヶ畠境
字黒谷峰、西者保月村境字地蔵牛背、東ハ字立分

此下都而雨落分れニ御座候ニ付御檢見御順見又ハ宗門

御改御通行之節、御駕並諸荷物件之領境江龍

出、夫々御繼立仕申候、然ルガ右四方地面之内新坂並

〔根〕と申処、保月村方公事申立數拾年來段々

御上様之御苦勞被成下置候得共、論清不レ仕、立入御

指留ニ

被^レ仰付奉^レ畏龍在候処、保月村領凡當國無双烟地

多數有之村柄ニ而迎も村方限ニテ作付出来不レ申故、

出作

も相成御座候程之儀ニ而重々烟作を以渡世仕来候、炭
燒等不仕候而も喰統出來申候得共、當村方ハ烟作と申

候者幾^レ二軒別ニ割候得者老軒ニ七畝半計方者當り不^レ

申、奥山中ニ而御年貢米仕、迎^レも渡世喰統相成不^レ申、

出作

□□ニ右論山ニ相成御座候場所〔山名ニ西立分〕炭燒渡世仕り

御百姓相続仕居候処、立入御指留ニ付、時山村方燒出候
炭質詰、諸方江壳捌^レ又ハ駄貨持等仕、右等之稼出

を以細々取続仕居候処、先年大飢餓^{キヤク}ニ付、時山村も
人數減少仕候故以前と者燒出候炭荷駄少く

其上近年江戸回シニ相成當春^ルハ京都江指送り候

様相成候而賃錢可^レ取所作も墓々敷無^レ御座候、追々

村方必至難渋^ルニ相成候ニ付、不^ニ顧恐^レ御裁許之儀
毎々御願奉申上候、乍^レ然六ヶ年以前右論所ニ而炭燒

入札掛之儀被^レ仰渡^シ候得共、素^レ當村領内と相心得

羅在候得者入札可^レ仕所存も無^レ之処方村方一統屈狀

不^レ仕無^レ拵御断奉申上候処相手方保月村ハ

〔欠缺〕^レ他領伊勢地之者並時山村之者落札仕立入

〔欠缺〕^レ候得共、當村方ハ立入不^レ申候故、聴^{シカ}者難^シ申

上^一

〔欠缺〕^レ被^レ仰出^シ候場所外迄も夥敷炭燒仕候趣ニ相

〔欠缺〕^レ候然ル処、當夏右入札上納金ヲ御割符被^レ成

を以前件之通り被_ニ仰渡_ニ被_ニ下置_ニ候處只今ニ至り斯

奉申上_ニ候儀者何分奉_ニ恐入_ニ候得共、往古_ニ領境繼立

等之証

拠も有_レ之御水帳面も御座候得者當村領内を保月村_ヲ

押領之申上方と奉_ニ存候_ニ申以前深_ニ〔_{正次}〕

御憐考被_ニ成下置_ニ往々當村方炭燒渡世仕候而も立

〔_{此カ}〕先縁生立渡世指問_ニ〔_{正次}〕渡世相続罷成不_レ申

御憐_ヲ以御裁許被_ニ成下置候ハ者村方一統御方

〔_{次出}〕程冥加至極難_ニ有仕合_ニ可_レ奉_ニ存候、此段乍_ニ恐

以_シ書

〔付カ_ニ欠紙〕

〔_二歎願奉_ニ申上_ニ候以上〕

天保十三年

九月

五僧村

庄屋 基右衛門

横目 錦 平

御奉行様

次に最終採決となつた安政四年（一八五七）閏五月

一八日、同月二八日、六月六日、六月二二日の四通を紹介する。

閏五月一八日付けのものは、評定所申渡書に対して、その内容の中に、奥山一八石余の地所がなく、無地高となつて保月村へ年貢は課せられ、五僧村には課せられないということに対して、住民を納得させることはできないという苦惱を訴えたものである。このため、同地で働いていた者は仕事もできず、すでに、一軒がつぶされたとしている。

五月二八日の分は一八日の内容とほとんど変わらず、無地高に対する不満を訴えているもので、見込みのない、切ない歎願で、同情の涙をさそう。六月六日付けも同様のもので、一八石余の場所は慶長七年（一六〇二）の換地の際、大繩の場所で当然保月村のものであるのに、五僧村へ入れられ、このため山かせぎは不可能になった。この不平等な採決を怒り、住民を納得させることはできないと村役人が訴えたものである。

藩の裁決に対して不服を二ヶ月訴え続けてきた保月

村の最後の嘆願と言うべきものが、六月二二日付けのものである。その内容を見ると、五僧村と保月村の明暗がくつきりと訴えられており、藩も村の役人も手立ての術もなく、なげやりとしか見られない点も感ぜられる。

以上で、二ヶ村の七四年にわたる山論の文書を見たが、藩にもう少し妥協の余地はなかつたのか、あまりにも藩政の硬直さの目立つ山論の裁決であった。

以

御坊方被_ニ仰渡_ニ候得共、七十四ヶ年ニも相成候論所之

儀ニ付役人共限り御請書も難_ニ指上_ニ其上存外成

御坊方ニ付旁以同廿八日迄御猶予御願申上早々帰村之上小前之者共_ニ被_ニ仰出之次第申渡候所、右ニ而者

奥山

拾八石四斗四升武合四勺之地所無_ニ御座_ニ以來右之御

年

抜御高八拾九石武斗七升武合六勺之内

貢無地高ニ相成候得者何分ニも承服難_ニ相成_ニ候、申

聞候

得其役人共江者段々御理解も御座候得者無_ニ致方_ニ先御請書者奉_ニ指上_ニ置候得共、今度之御坊方承服難_ニ相成_ニ訳者右御年貢地之儀ハ是迄年來御取

勞_ニ寵在候所、御憐_ヲ之御坊方可_レ被_ニ下置_ニ旨被_ニ仰出_ニ

去月廿六日双方被_ニ召出_ニ於御評定所_ニ御中渡書を

（保月村文書一二一）

犬上郡保月村

一当村領内奥山五僧村ト論所ニ相成長々奉_ニ掛御苦勞_ニ寵在候所、御憐_ヲ之御坊方可_レ被_ニ下置_ニ旨被_ニ仰出_ニ於御評定所_ニ御中渡書を

御年貢有之儀者是迄御奉行様ニハ地所

御見取り之上能御会得被下置候御儀ニ而別面今度之儀者□殿様御巡ニ付□御憐愍之恩召ヲ以被

仰出候御儀ト、前以小前ニ至迄難レ有奉レ存罷在候所、存

外成御塔方ニ而何分村方人氣相崩レ村方罷出居候

者も出来、忽拾三軒之者漬レニ及び相続相成不レ申ニ付

右拾八石余之御年貢取立難相成指懸り役人共

心配迷惑仕候、尤五僧村之儀者小村小人數之儀ニ

山持斗之渡世ニ者無御座勢州濃州行之諸荷物

小高瀬四石毫斗一升三合

持運ひ山持ニ不レ抱渡世も御座候上、小村ニ不相応

過分之地所御付ケ被遊候御儀、何等之証拠ヲ以被仰付

候事哉、

右等之証柄御理解不レ被下置一而者役人共初難レ有ニ

何卒御憐愍之御賢考被成下置候様伏而
奉願上候以上(一八五七)
安政四年

巳閏五月十八日

保月村

三役人

惣代

者共斗ニ御座候間、小前ニ至迄、被ニ仰渡ニ之御趣
篤ト申諭し

一統恐服致させ、右御詰書指上申度奉レ存候ニ付、今
廿八日迄御猶子被ニ成下置候様御願奉申上候所、願

之通

御聽届被ニ下置ニ難有仕合奉レ存候、依レ之直様帰村仕

小前一統呼寄右被ニ仰渡ニ之御趣篤ト申諭し段々理
解

仕候所、年來之論所難渋之事ト被レ為ニ

思召ニ此度御塔方被ニ仰渡ニ被下置、御憐愍之段
冥加至極難有御儀ニ御座候間、別紙御請書奉ニ指

上ニ候得共、当村御高八拾九石武斗七升武合之內右論
所ニ拾八石四斗四升武合四勺有之右論所ニ相成
候而ヨリ

昨冬迄七拾四ヶ年ニ一千六百四拾三表毫斗四升武
合年

々ニ御年貢御上納仕来り候、先々ヨリ追縁ニ他借仕、

之

承服

可仕様も無御座此段一村亡消ニも可レ及儀、眼前
之儀ト

心配罷在候儀ニ御座候、依ニ之指掛候処者右拾八石

之御年貢向後御赦免被ニ下置候歟於御上様永世

御仕法ニ而も被ニ成下置ニ候歟、御憐愍之被ニ仰出ニも

御座候ハハ、小前之者共ヘ右ヲ以理解も可レ仕何分に
も人

氣崩レ候小前之氣刃ニ罷成、歎ケ敷奉レ存候於役
人共ニも無致方ニ此段乍レ恐以書付御歎願奉ニ申上ニ
候、

御憐愍之御賢考被成下置候様伏而
奉願上候以上(一八五七)

安政四年

巳閏五月十八日

大上郡保月村

(保月村文書一二〇)

御奉行様
御代官所様

七一三 乍レ恐以ニ書付ニ御歎願奉ニ申上ニ候

御奉行様
御代官所様

一當村領内奥山先年ヨリ五僧村ト論所ニ相成長々奉レ
掛ニ

御苦勞ニ罷在候所、一昨廿六日役人共被レ為ニ召出ニ
於ニ

御評定所ニ御申渡書御下ヶ被ニ下置ニ右之論所
御憐愍ヲ以御塔方被ニ仰渡ニ難有奉レ畏直様御

諸書可レ奉ニ指上ニ答ニ御座候得共、何分奥山中愚昧
之

相凌寺

居候儀ニ付夫々返済之手立無御座猶亦此後永々

右拾八石四斗余無地高之御年貢相迷ひ御上納仕候

様相成候而者必至之難渋、忽一村中及亡消候儀、

眼前之

次第ニ而何共歎ケ敷仕合ニ御座候間、此上者一村中細々ニも

立行候様御歎願申上員候旨一統相歎キ罷居候ニ付、

甚恐多キ御願ニ御座候得共、前冬之訖柄ニ御座候間、

此上

御上様江御縋り奉ニ申上候ヨリ他事無御座候ニ付、此段

被為三聴君分何卒一村中立行候様如何様寺歎

御憐愍之御仕法被成下置候様幾重ニも奉願上候、

右願之趣御聽上被下置候ハハ、重々冥加至極難

有仕合可奉レ存候、依レ之乍レ恐以書付御歎願奉申

七一四乍レ恐以書付御答奉申上候

(保月村文書二二二)

一犬上郡保月村

右者五僧村ト論所此度御坊方被仰渡候所、村方

一統

被仰出之趣何分承服不仕難渋之次第申立候ニ

御奉行様
御代官所様小前惣代
平右衛門組頭
浅右衛門伝左衛門
伊上候以上
(一八五七)
安政四年

巳五月廿八日

保月村

付、委細

其訛先達而御歎願奉申上候、役人共被召出一小前

之者共へ

篤ト理解ニおよひ承服為仕様被仰出一帰村之上

段々理

解ニおよひ候得共、弥以、人氣立何分ニも承服仕不レ

申於役人共ニモ

一此度論所境目御立被遊候得共右場所之内花志ゆく

与申者慶長七年御検地之砌大綱拾八石余之場所ニて

是迄ニも御尋有之候節ニ御答奉申上置候通り、当

村御年貢地之儀ニ候得者此上如何程理解仕候とも承

服可仕筋合ニ者無御座候

有之人数も夫ニ順シ、多人数之村方ニ候得共、畑作又者山

持等ヲ以御百姓相続罷在候処、段々家跡断絶ニおよヒ
當時者六拾軒斗之家數ニ相減シ罷在、然ルニ今度様之
御坊方ニ而者以前之人數者捉置、當時之人數さへ山持
渡世之場所無御座是等全以論所一円當村領内ニ相違無御座の當之証処之趣ヲ以承服仕リ不申儀ニ御座候

右之外先達而委細御歎願奉ニ申上置候通り之訖柄ニ而

何分ニも承服可仕筋合ニ者無御座於役人共ニも此度様之

御坊方被仰出候儀者難渋至極之儀ニ御座候間、

何卒

御憐愍ヲ以此上御賢考被成下置候様奉願上候

此段乍レ恐以書付御答奉申上候以上

(一八五七) 安政四年

保月村
庄屋
伝左衛門
横目
浅右衛門
組頭
平右衛門
惣代
四郎藏承服難仕ト申儀押而奉ニ願上候儀者難ニ相成依而
御請書

已六月六日

奉ニ指上被ニ仰渡書頂戴仕、帰村之上村方一統江
相違申候処、

慶長七年御検地之湖大柵拾八石余之地而五僧村へ

御割当ニ相成当村ニ者右御年貢斗相残り是迄無地

高有レ之上ニ猶亦此上無地高相嵩ミ候而者一村取続

相成不レ申

五僧村江者右様廣大之地所何等之謹處御立被遊五

僧村へ

御付被レ達候儀哉、此儀熟得不レ仕而者村方一統承服

難ニ相成

一旦為ニ御任ニ奉ニ申上置候、地所之儀ニ者候得共余

リ片落成被ニ

仰出候御趣フ以、何分承服不レ仕於役人共ニも迷惑

之余リ委細

仰請も仕兼候得共、御啟命之御義如何様之被ニ

渡ニ而も

(保月村文書一二三)

犬上郡保月村

一
右者五僧村ト論所此度御垮方被ニ仰渡於役人共ニ
も即時ニ

御請も仕兼候得共、御啟命之御義如何様之被ニ

仰

先達而も御歎願奉ニ申上候所段々役人共江

御奉行様
御代官所様御奉行様
御代官所様

七一五 午ノ恐以書付御答奉ニ申上候

（保月村文書一二三）

訛柄ヲ以、速も承服為仕候様之場ニ至リ不レ申、役

人共之手柄ニ

およひ不レ申其上五僧村ニ者存外廣大之地面相付欽

ひ之

余り隣在者勿論其外とも日々馳走振舞被致此度付

被レ遊候當村御年貢地之内ニ而百三拾兩旱速立木

他村へ

被壳松猶其上凡武千両斗之立木有レ之段美濃國時山

村等ニ而被ニ申居候趣も當村江鑓ニ相聞ヘ弥以村方

人氣立

承服之場ニ至リ不レ申乍去於役人共ニ者御請書も

奉ニ指上

置乍不行届モ御趣意通り之理解者不ニ一通り仕候

儀ニ御座候

得共右之次第ニ而村中一統承服不レ仕儀ヲ役人共斗

御請

仕居候而も村中得心不仕而者何之所詮も無御座

御請

仕居候共行届兼候故、暫之内御猶予奉ニ願上候処

御聽済被ニ下置ニ其内丙役人共快方ニ付村方惣寄り仕

段々被ニ

仰出ニ之趣意ヲ以不一通理解仕候得共、前段御年貢

地之

迷惑至極

籠在候ニ付、此段乍^レ恐以ニ書付御答奉申上候何卒
此上

御憐愍之御賢考被成下置候様奉ニ願上候此度乍^レ
恐

以ニ書付御答奉申上候以上

(一八五七)

安政四年 己六月廿二日 保月村

庄屋 伝左衛門

横目 源右衛門

組頭 源右衛門

惣代 平 勤

御奉行様

御代官所様

七十六 乍^レ恐以ニ書付御届奉申上候
犬上郡藤瀬村

大杉村 萱原村 橋田村 仏ヶ後村 一ノ瀬村 河相村 藤瀬村 大上郡

一字女坂橋詰

一同高橋

右之場所へ例年籠竹百八拾三本頂戴候間、何卒御憐愍
を以当秋も御普請仕度奉ニ願上候、

右願之通被仰付被成下置候ハ、難^レ有仕合奉^レ存候、
以上、

(一八四二) 天保十三年寅八月十六日

(2) ハツ尾山一帯の監理

城貝家の文書は幕末ごろからのものが多いが藤瀬村
はハツ尾山(御山)関係のものから、山中五ヶ村の惣
代の役を勤めていたためその関係文書などがあり、そ
の中から主なものを紹介し、併せて上池家文書も掲出
したい。

七十七 乍^レ恐以ニ書付御答奉申上候

上候、

一四分板壠坪ニ付是迄
直段より式割引
上六匁 中三匁六分
下三匁三分

一五分板同
上五匁 中四匁
下三匁五分

一六分板同
上四匁五分 中四匁
下三匁五分

一七分板同
上六匁 中五匁五分
下四匁六分

一八分板同
上八匁八分 中八匁
下七匁

一大垂木百本ニ付同
上一百匁八分 中七匁五分
下六十匁五分 八拾匁

右者、木挽木品井炭割木・柴直下之儀ニ付、七ヶ村役
人共被^レ為^レ召出御尋被^レ仰出奉^レ畏、左ニ御答奉^レ申

一中同 同 六拾五匁
一下同 同 五拾武匁

一杉四寸角柱上壺本ニ 付長武間ニ付

六拾五匁
五拾武匁

七ヶ村庄屋 横木挽物代
川相村次三郎

七一八 八ツ尾御山廻り 御奉行様

一同下 一杉皮一坪ニ付上 三匁七分
一同中 武匁八分 五匁

一同下 一杉皮一坪ニ付上 三匁七分
一同中 武匁八分 五匁

藤瀬村 辰野忠左衛門
辰野忠左衛門

一同下 一杉皮一坪ニ付上 三匁七分
一同中 武匁八分 五匁

一同下 一杉皮一坪ニ付上 三匁七分
一同中 武匁八分 五匁

藤瀬村 慶応二寅年(一八六〇)
辰野泰介 二月八日被仰付

一割木壺匁ニ付五匁目之廻り

一炭拾五匁目ニ付九匁

四分之廻り 七匁五分壺ニ可仕候、

一柴壺匁ニ付六匁目之廻り 七匁目壺可仕候、

右七ヶ村打寄、此度被仰出候御趣意を以段々相談仕、
件之通精々直下仕申候、右御尋ニ而乍レ恐以書付御

答奉申上候、以上、

(一八四二) 天保十三寅年九月十三日

右御役料畑

嘉永二年正月廿三日被仰付
嘉永三年正月六日被仰付
川合村 木下喜右衛門
仏後村 藤川太右衛門

(一八六四) 守野村 元治元年十二月被仰付	(一八六四) 敏満寺村 新海太郎兵衛 子年十二月被仰付	(一八六四) 堀川惣右衛門 新海太郎兵衛 十二月被仰付
--------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

守野御林廻り

六月十三日

(御付) 堀川惣右衛門

民政所江御林渡ニ付、敏満寺村

御林廻りも同所へ渡候事、

(御付) 新海太郎兵衛

八ツ尾御山御役料

藤瀬村三百九石武斗五升武合之内

一九石武斗五升

但し往古古

(一八六二) 文久二戌年十一月廿四日

一足役・門役御免

右御役料畑五畝宛并並御切米武表ツ、銀渡し
但壺表ニ付武拾三匁ツ、銀渡し

七一九 守野御林廻り御役料林

御役料林

(足役) 一六畝拾五歩宛
足役・門役御免無之

外ニ武表宛御給米

(一八七〇) 明治三十年

壺表ニ付武拾三匁立銀渡り

守野村

文化八年(一八二二)の文書は、單に個人的なものであるが、八ツ尾山が御山としての存在を明確にしている点で注目される。

文政五年(一八二二)のものは、犬上郡一ノ井懸りの親郷三ヶ村、同郡二ノ井郷惣代および同郡上三ヶ村惣代から、同郡山中五ヶ村の役人中へ提出されたもので、持山・参会山の境論に関するもので、その間萱原村の木の買入問題が発生し、その処置などをめぐ

り、基本的な問題を再確認しようとしたものであり、犬上川各郷の固い決意を表明されたものである。犬上郡山中の管理・運営について、古くから慎重に取り扱われてきたことを、改めて見直すのである。

次に天保一三年（一八四二）であるが、文面どおり、女坂橋詰と高橋について、藤瀬村がその管理に当たっているが、その材料は例年どおり村へ援助願いたいと訴えているものである。

今一つのものは、木挽き代やその他の値段を七ヶ村が相寄って決めたものを奉行所へ報告したもので、当時の木製品の実態を知るうえで貴重なものである。七ヶ村とは藤瀬村・川相村・一ノ瀬村・仏ヶ後村・樋田村・萱原村・大杉村である。

次に、嘉永二年（一八四九）から慶応二年（一八六六）の間の八ツ尾御山廻り役人の異動と守野御林廻りのうち元治元年（一八六四）の役人名を掲げたものである。

文久二年（一八六二）と明治三年（一八七〇）のものは、八ツ尾御山の役料と守野村の御林廻りの役料林について書き留めたものである。

七一〇 覚

犬上郡

南烟

六ヶ村

高七百九拾六石六升八合

一武百四拾六石七斗八升武合 御物成三ツ壹分

内拾四石五斗老升三合 大豆

高武拾三石武斗四合

外 藤瀬村江入

一九石七斗四升六合 先年より如此六ヶ村

一三斗六升

御既跡開壺反武敵歩

一武拾石九斗三升六合

慶安元子より如此萱原村

右指口米

内 壱石老斗八升武合 大豆
合武百七拾七石八斗武升四合 京升數也

内百九石九斗三升六合 煙方

一老貫八拾匁 丁銀 老ケ月四百五拾束ツ、
銀老匁五束ツ、

川年貢六ヶ村 外大杉村より不出

一五拾匁 丁銀 短木壹万千四百四拾四束四
分 三束七分ツ、老ケ月九百五拾

一七百拾五匁三分 丁銀 十二月分、老ケ月九百五拾

一拾老石三斗武合 百人組郷中間米

一老石四斗五升九合 御借貸元利 元七拾老表

一三拾四石八升 丑夏御增貸元利 元六拾老表三斗武升四合
一武拾九石六斗 元六拾老表三斗武升四合
六升九合 南烟北烟惣代川相村佐目利

寅夏右同断
元五拾表
山中惣代川相村佐目村
ノ百石五斗壹升

右之當寅之御物成右相談之上如此相極候条、米ル霜
月廿日以前急度皆済可仕者也、

（一八六六）
慶応二寅年十月 岡丹

高吉五

大鳥彦右

右之村 庄屋

横目

惣百姓中

以上が城貝家文書であるが、ついでに、慶応二年（一八六六）、奉行所岡島丹藏・高野吉五郎・大鳥彦右衛門から、犬上郡南烟六ヶ村の庄屋・横目・惣百姓中に対して出された年貢下け書で、南烟六ヶ村一括となっているところに特長がある。この中で、長木代と

短木代の規定されていることが目を引くが、芹川筋では見られないものである。

(二一九四) 建久五年寅八月十五日

梶原平三 景時(花押)

(3) 賴朝の寄進状

『多賀町史』中世の部、「鎌倉・室町時代と多賀」の項に長福寺(現、富之尾の瑞光寺)へ送ったと伝えられる源頼朝の寺領寄進の御教書が記されている。

この寄進状は写真で紹介されているので、その解説文をここに掲載して参考に供する。

七一一 富尾長福寺本尊領地之事

田島並中山等者 坊在之

右奉^ニ寄進^ニ意趣者一字御堂建立而木尊

地蔵薩埵安昌而奉^レ祈^ニ天長地久御願円満

安穩豊樂所奉志也盡未來之際更領而

不可^レ成^ニ其侵^ニ仍寄進之狀執達如^レ件

こうした問題はどのように解決してきたのか、この辺の事情をよく伝えるものが久徳村にあるのでこれを紹介したい。

その解決の手段とは何か。それは「写し」を取つて後世に伝えることである。

「写し」が誤った場合は取り返しのつかないことになるので、「写し」の事務は慎重に行われたのである。

北條四郎 時將(花押)

(4) 檢地帳の写し

「寅の検地」として知られる慶長七年(一六〇二)の検地帳は本町の二三ヶ村に残っているが、こうした検地帳は毎年使用しているうちにいたみも出てきて不明になる場合も予想される。

「写し」は奉行所の代官など責任ある者の検印を受けて完成するとか、その他「写し」を再点検することによってその完全を保つたと考えられる。

久徳村の場合は、九三年後の元禄八年(一六九五)に「写し」が行われ、次いで、七〇年後の明和元年(一七六四)に「写し」があり、新帳は古帳と読み合わせたところ間違いがなかつたと奉行所の検印がある。次回の「写し」は八年後の天明元年(一七八一)であった。この期間は前三回に比べていかにも短い。この「水帳」はよほど頻度の高い使用があつたのであらう。

七一二	(二六〇二) 慶長七年寅水帳 (表紙)	上田三拾八町六反 六畝八歩 五百七拾九石 九斗四升	外松金兵衛 福林角右衛門
		中田 五町九反 武畝拾七歩 八合	七拾壱石壱斗 拾八石七斗 九升三合
		下田 壱町八反 七畝廿三歩	八合
		當不作 下田 八畝 壱歩 三反	三石八斗 三合
		田以上四拾六町八反 四畝拾九歩 五畝廿六歩 六畝 五畝廿六步 六石五斗 八升六合 四斗 五合	六百七拾三石六斗 四升四合

下畠

三反

壱石九斗
五升武合

墨付五拾七枚

当不作

武反
武拾八步壱石武斗
五升六合屋敷合
武町三反
七畝拾九歩武拾三石七斗
六升三合烟屋敷合
三町六反
武畠 壱歩三拾三石九斗
六升武合田畠屋敷都合五拾町四反六畝武拾步
分米七百七石六斗〔一七八二〕元年甲申年九月
〔二七六四〕明和元甲中年九月
〔一六九五〕元禄八年亥八月十日写之
犬上郡久徳村水帳古ク相成今度新帳ヲ
以御検見相願申ニ付古帳読合候處田畠
屋敷町反畝歩相違依無之此新帳ヲ以當
秋令御検見者也上田壱反ニ壱石五斗代
中田壱反ニ壱石武斗代
下田壱反ニ壱石代上畠屋敷反ニ壱石代
中畠 反ニ八斗代
下畠 反ニ六斗代上田壱反ニ壱石五斗代
中田壱反ニ壱石武斗代
下田壱反ニ壱石代上畠屋敷反ニ壱石代
中畠 反ニ八斗代
下畠 反ニ六斗代上田壱反ニ壱石五斗代
中田壱反ニ壱石武斗代
下田壱反ニ壱石代上畠屋敷反ニ壱石代
中畠 反ニ八斗代
下畠 反ニ六斗代上田壱反ニ壱石五斗代
中田壱反ニ壱石武斗代
下田壱反ニ壱石代上畠屋敷反ニ壱石代
中畠 反ニ八斗代
下畠 反ニ六斗代

御検地奉行

福林角右衛門

(3) 江戸時代、將軍が本卦返りを迎えると、お祝があるが、この還暦を迎えた將軍は、家康・綱吉・吉宗・家齊・家慶・慶喜の六人を数える。

こうした時は、多賀大社でも御祈禱が行われる。そ

の記録は二、三しかないが、ここには、第一二代將軍徳川家慶のものがあるので紹介する。

この祈禱には彦根藩から代拝がある。地元多賀村にとってはその準備に追われる。挙村態勢と見られるほど、村負担の大きいものである。多賀共有文書にその記録がある。保管されていたのは、桜の馬場にある地蔵堂で、あと桜町会館に保管されていた。

家慶は天保八年（一八三七）九月二日から嘉永六年（一八五三）六月二二日まで將軍職にあり、多賀大社の祈禱は、その年の正月九日から一日の三日間、同所別当所で行われた。

名代は増田慶次郎で、中筋奉行は安中半右衛門であつた。

彦根藩から八〇人以上の同行であり、この宿舎八つを数える。この宿へ入足をつけ、買い物の準備がある。迎え人足や送り人足の手配、夜具代、宿礼、馬屋礼などの支出など子細に記録されている。

御用人

御代拝

一増田啓次郎様

御召連人廿六人

御宿

御宿

介

一下宿

喜兵衛

下畠

三反

壱石九斗
五升武合

墨付五拾七枚

〔写しの経過〕

〔一六九五〕元禄八年亥八月十日写之

犬上郡久徳村水帳古ク相成今度新帳ヲ
以御検見相願申ニ付古帳読合候處田畠
屋敷町反畝歩相違依無之此新帳ヲ以當

一 御取次
青木平右衛門様
御召連人拾老人

一 御筋方
一 安中半右衛門様
御召連人七人

一 送り人足
清 八 蔵 伝 次 善 七
十一日星から新助

一 青物入宅所
御筋方
一向人足
十日星から文四郎

人足
兵 九 郎 善 左 衛 門
利 平 次
數 平
助 三 郎 曾 平
曾 平
九 郎 助 九 郎 八
九 郎 助
茂 右 衛 門
善 七
伝 次
甚 右 衛 門
源 三 郎

一 桔梗屋
向 良 山 向 良 山
吉 仙 仙
利 平
一 喜 平 行
一 吉 兵 衛 行
一 佐 吉 行
一 利 平 行
一 彦 三 郎 行
泉 屋 吉 兵 衛
彦 三 郎

人 足 割
四 人
人 足 割
四 人
人 足 割

一 佐 庄 佐 藏 佐 助 佐 七 助 与 懇 次 郎
小 八 藤 助 清 次 数 平 か よ か よ か よ か よ か よ
半 平 五 平 長 五 郎 四 郎 助 林 右 衛 門 太 平 源 四 郎 小 左 衛 門 德 右 衛 門 太 平
佐 七 助 佐 藏 佐 助 佐 七 助 与 懇 次 郎
半 平 五 平 長 五 郎 四 郎 助 林 右 衎 門 太 平 源 四 郎 小 左 衎 門 德 右 衎 門 太 平

太 平 源 四 郎 小 左 衎 門 德 右 衎 門 太 平
太 平 源 四 郎 小 左 衎 門 德 右 衎 門 太 平

酒 代
酒 代
配 之 分
配 之 分
三 捻 人
三 捻 人
米 代
米 代
一 斗 七 升
一 斗 七 升
一 斗 八 升 壱 合
一 斗 八 升 壱 合
代 七 拾 九 叴 二 分 九 厘
代 七 拾 九 叴 二 分 九 厘
一 五 叴 壱 分
一 五 叴 壱 分
一 六 叴 壱 分
一 六 叴 壱 分
一 壱 分
一 壱 分
阿 代
阿 代
菜 代
菜 代

供 勝
人 介

一酒武升
一と婦八丁

香 伯より

(6) 甚兵衛の免割

ここに紹介するのは、敏満寺山口熊家の文書である。子および巳の免割目録で、その年号は嘉永五年（一八五二）と巳の年号はないが、文面を検討してみて、安政四年（一八五七）と判明した。

ここに取り上げた理由は、他の村々とも共通する面はいろいろあることと思われるが、江戸時代における役人給や年貢、その他、村として支出される経費の内容など子細に記録されているからである。

「子之免割目録帳」は大塚与一左衛門のものであるが、巳についても同様である。

大塚与一左衛門はどういう人物であるか、おそらく、敏満寺村か守野村に給所をもつていた彦根藩士ではないか。

七一四 大塚与一左衛門子之免割目録帳

〔表紙〕
「嘉永五年 大塚与一左衛門

子之免割目録帳

十二月 日 割頭

大塚の石高は四五石五斗五升武合三勺であり、この中から種々の支出があるわけで、その免割を一任されていたのが甚兵衛である。

甚兵衛・文三郎・清助・清八・吉左衛門・善次郎・

与惣右衛門・伊三次・伊三右衛門・善助・善兵衛・小兵衛・利平次・弥八・甚七・茂右衛門・觀音講田・正覺寺関係・半兵衛・治右衛門・清次郎・九左衛門・武右衛門・弥惣七・佐平次の所有する田畠等が、大塚の給所であった。その所有高に応じて、物成や茶物成、彦根納め、人足米その他事細かに割り出されていて、当時の世相をよく見ることができる。

甚兵衛

三石六斗八升九合八勺 打米
三斗六升 割頭給
四年 年始年暮

武升 夏見舞

壱升 小野松植

壱升 紙筆料

三升 算者夕飯

壱斗壱升 同夕飯

武升 煤払竹

○武升 作り初穂

五分 夫米間違

武升 四分四厘 蔵敷

武升 八分八厘 米見役ちん

八升九分七厘 蔵出し人足米

香儀

御元米相場

三拾六匁三分

夫米

三拾六匁

松原

打米相場三拾七匁六分

子之免割目録

高

四拾五石五斗五升武合三勺

上り米

一三拾武石武斗五升八分

組ニ有

銀メ拾五匁九分七厘

武匁 隠居様死去

此米武斗武合武勺

メ八斗七合武勺

合參拾六石八斗三升九合武勺

八〇九二打 壱升武合六勺有

外ニ

三拾五匁五分七厘

大川場入用

七七

四拾五石六斗七升八合ニ割付ル也

外ニ

已之免割目録(安政四年ノ料定)

高

四拾五石五斗五升武合三勺

上り米

一三拾武石武斗五升八合

組ニ有

三拾武石三斗四升武合武勺

打米

三石五升武合

割頭給

三斗六升

年始年暮

四升

夏見舞

武升

大川場入用

壱升

壱升五合

武升五合

武升

○武升

五分

メ武勺

八匁九分五厘

メ武勺五分五厘

銀メ拾壹匁九分七厘

此米壹斗壹升九合七勺

五斗四升

合六斗五升九合七勺

組引かへ

メ三拾六石五升武合九勺

七九一五ニ打

七夕過

外ニ

三拾五匁五分七厘

大川場入用

小野松植

紙筆料

算者夕飯

同夕飯料

煤払竹

作り初穂

夫米間達

蔵出し人足米

蔵敷

メ武勺

高

壱升

武勺

引 \triangleright 拾四匁八分五厘物成
屋なミ一 壱斗七升八合五勺
式升
 \triangleright 壱斗九升八合五勺

内

六月十九日
壹升高
壹石式斗壹升壹合八勺
一九斗五升九合式勺

同廿六日

壹升五合

清
行一式升三合三勺
三升

同廿七日

壹升五合

内川掘

一式升三合三勺
六升

六月五日

壹升

同断
繩口明ケ \triangleright 壱石七升九合五勺
三升七合

同廿八日

引 \triangleright 壱斗四升八合五勺
七合八勺欠足し内四月二日
五合壹斗五升五合九勺
代拾五匁三分七厘六月五日
壹升夕飯代引
繩口明ケ

内五分式厘

五月十二日
壹升内四月二日
五合壹斗四升八合五勺
八石壹斗壹升八勺六月五日
壹升同断
繩口明ケ

壹升五合七勺

吉左衛門

壹升式合式勺

高

六升

茶高

 \triangleright 六石四斗九升壹合九勺

高

壹升四合六勺

八石

壹合三勺欠足し

内

壹升五合九勺

六升

壹升四合六勺

 \triangleright 六石四斗九升壹合九勺

壹升五合九勺

内

壹升四合六勺

高

壹合三勺欠足し

内

壹升五合九勺

六升

壹升五合九勺

内

壹升五合九勺

七月朔日
壹升

相济

大水用

大川井行

彦根納
荒引茶物成
屋なミ

物成

第一部 開発文書

御順在

高人足米

彦根納

高

吉左衛門

高

四升五合

四升五合

八斗

九合七勺欠足し

合式斗四勺

代式拾壹合四分四厘

内五分式厘

引 \triangleright 式拾壹合九合式厘清
八

烏ヶ下

相济

第一部 開発文書

高

閏廿五日
壹升

内

四升

六升

大水用

725

□
善助

高

武石九斗武升九合六勺

一武石三斗壺升八合八勺

六升

三升七合

武石四斗壺升四合八勺

内武石四斗

引^ノ壺升四合八勺ふ

七勺欠足し

合壺升五合五勺

代壺匁六分三厘

内五分式厘夕飯代引

引^ノ壺匁壺分壺厘

相濟

物成
屋なミ

寺烟

彦根納

高
五升壺合五勺

一四升壺合

四升

八升壺合

四合壺勺欠

合八升五合壺勺

代八匁九分四厘

内五分式厘夕飯代引

引^ノ八匁四分式厘相濟

小兵衛

高
四石八斗五升五合

一三石八斗四升式合七勺

物成

尚
御藏行高
四石高
尚
御藏行高
尚
御藏行高
尚
御藏行高
尚
御藏行高
尚
御藏行高
尚
御藏行高
尚
御藏行

物成

相濟

□
善兵衛

高
五升壺合五勺高
一四升壺合

四升

八升壺合

四合壺勺欠

合八升五合壺勺

代八匁九分四厘

内五分式厘夕飯代引

引^ノ八匁四分式厘相濟高
小兵衛高
四石八斗五升五合

一三石八斗四升式合七勺

物成

尚
御藏行尚
御藏行

物成

相濟

代式拾三匁五厘受取

九斗八升八合

一七斗八升四合

内八斗

引^ノ老升六合過

八勺欠足し

合老升六合八勺

代老复七分七厘

物成
御藏

茂右衛門

高

老石老斗七升

一九斗武升六合老勾

彦根納
物成

内八斗

引^ノ老斗武升六合老勾ふ

高

尚老升

引^ノ老斗老升六合老勾

欠足五合八勺

合老斗武升老合九勺

代拾武匁八分受取

老斗武升九合九勺

一老斗武合八勺

此欠足五合武勺

ノ老斗八合

代拾老匁三分四厘

正覺寺

高

尚老升

老斗武升九合九勺

一老斗武合八勺

此欠足五合武勺

ノ老斗八合

代拾老匁三分四厘

相濟

觀音講田

高

觀音講田

高

尚老升

引^ノ老斗老升六合老勾

尚老升

引^ノ老斗老升六合老勾ふ

尚老升

元正覺寺物

四郎右衛門

高

老石老斗三升九合六勺

一九斗武合

治右衛門

茶高

五升三合

一四升壺合武勺

三升七合

メ七升八合武勺

寺烟
茶物成九左衛門
高

五斗四合

一三斗九升八合九勺

メ内四斗

引メ壺合壺勺過

代壺分式厘渡又相濟

物成

武右衛門

高

式石九升九合三勺

一壺石六斗六升壺合六勺

物成

茶物成
彦根納

茶高

一五升八合八勺

□メ壺石壺斗四升武合八勺

内壺石武斗

茶物成
彦根納

七升五合七勺

引メ

茶高

一五升八合八勺

引メ壺合壺勺過

代壺分式厘渡又相濟

物成

茶高

八升三合四勺

メ壺石七斗武升六合五勺

茶物成
彦根納

茶高

一六升四合九勺

内壺石六斗

茶物成
彦根納

茶高

引メ壺斗武升六合五勺

六合五勺欠足し

茶物成
彦根納

茶高

合壺斗三升三合

代拾三匁九分六厘

茶物成
彦根納

入済

引メ七升五合過

三合八勺欠足し

合七升八合八勺

代八匁武分七厘

渡ス

四升武合五勺

一三升三合六勺

壺合七勺欠足し

合三升五合三勺

弥惣七

高

物成

五升七合武勺過
欠足武合九勺

合六升壺勺

代六匁三分壺厘

第二部 在來文書

1 行政組織

(1) 庄屋渡り帳目録（川相共有文書）

庄屋は江戸時代、村方三役の長として、村の行政の責任者で、関東以北では名主と呼ばれた。庄屋に就任する者は本百姓であったが、選任は村の成り立ち、社会情勢の変化で異なってきた。庄屋を出す家が固定して代々その職につくもの、年番庄屋と呼ばれる数軒の特定の家から毎年交替で庄屋を出すもの、総百姓の入札（投票）によって、選出するものなどがあった。一

村一人が通例であるが、多賀村のように四人の庄屋があるという特例もあった。

自宅を役所として、村政関係の書類を保管し、五人組制度・寺請制度を通して村民生活の統制を行った。庄屋はこうした支配組織の末端であるとともに、総百姓を代表する性格をもっていた。

庄屋の職能は年貢納入の責任を負うほか、領主よりの命令の伝達・公文書の作成・村落秩序の維持に当たるとともに、領主への訴願、山論・水論など他村との交渉に当たり、総百姓の先頭に立って苦労することも多かった。ときには個々の百姓が作成する各種の証文の奥書（証明）もするという村人の生活にもかかわる。

責任者であった。

本文書は庄屋が交替に際して次の庄屋へ引き継ぐ帳簿類の目録である。これみると庄屋の仕事の内容をほぼ知ることができる。

このほかにもその年限りで廃棄処分にするものもあつたが、當目録は庄屋が代々引き継ぐ重要書類であった。

書類のうち、貢租関係は物成り五冊・竹年貢四冊・烟年貢二冊・その他五冊ともっとも多い。他に普請關係三冊・貸借關係二・竹検地帳・宗門改帳・会計簿・その他一冊となっている。

これらの帳簿類は一般に帳簿筒に納められ引き継ぎには庄屋の家に運ばれた。現在も区長の引き継ぎは書類の種類や量は異なるが、同様のことが行われているようである。

（二八一五）

第二部 在來文書

庄屋渡り帳目録	林蔵より送り面
一 御水帳	一 売冊
一 竹名前寄帳	一 弐冊
一 竹方検地帳	一 売冊
一 五人組歟歩付富之尾帳	一 売冊
一 御拝借帳	一 売冊
一 滝ヶ原溜水帳	一 売冊
一 川かけ帳間尺付	一 売冊
一 新溝年貢帳井滝ヶ原井立入用帳	一 売冊
一 竹切元帳	一 売冊
一 古帳封付	一 売冊
一 証文類	一 売冊
一 はさ場年貢帳	一 売冊
一 川畠年貢帳	一 売冊

一 蔡年貢帳

一 壱冊

一 御物成免割帳

一 壱冊

一 七月下旬勘定帳

一 壱冊

一 八月諸入用帳

一 壱冊

一 竹御年貢帳

一 壱冊

一 御改下帳

一 壱冊

一 御入木銀帳

一 壱冊

一 御伝馬銀帳

一 壱冊

一 七月大豆割帳

一 壱冊

一 田方下勘定帳

一 壱冊

右之通り相改林歲より

喜右衛門江相送候

文化十二年亥九月九日

立会相渡ス

1 指上申証文之事（絹衣料咎一 敏満寺共有文書）

指上申証文之事

右私娘ろくと申もの当月朔日於多賀御制服之

品着仕候ニ付、當六日御評定所へ被召出、兼而

御法度御趣相背不届至極ニ被思召上、私並娘ろ

く村方へ御預ヶ被遊、猶又着用之品御取上ヶ村

役人江御預ヶ被遊、乍恐當人者不及申上、御尤至

極村役人共不調法之仕合奉悉入誤候、然ル処

此度之儀ハ御憐愍を以兩人共今日被召出、村

御預ヶ御赦免被下置、雖有仕合ニ奉存候、向後

之儀波仰付之通、兩人義ハ不及申上、村中末

々迄村役人共、申渡シ、竟未不届之仕形無御

所仍如件

犬上郡敏万寺村

(二七四六)

寅八月

源六娘
六

庄ヤ
清右衛門

横目
庄太夫

2 乍恐書付ヲ以御願申上候

(絹衣料咎二 敏満寺共有文書)

(2) 絹衣料のとがめ

彦根藩は農民統制の定として、寛永二年（一六三四年）、その第一条に以下のように定めた。

小者中間下下迄、布木綿紙衣の外、絹けの物帶きんちやく下帯小袖羽織のえり袖へり何によらず公儀

御法の如く、一切身ニ付ましき事

これは下男・奉公人・一般庶民は木綿や紙製の質素な衣服以外の絹物の帶やきんちやく（小袋）下帯・小袖・羽織のえり、袖へりなどすべて公儀禁令のものは身に付けてはならないと定めている。この文書は禁制を破ったとしてとがめられ、その状況と刑に服することを申しのべた文書でそれは次のようである。

一

郡村

源六

御代官
角田弥右衛門殿

右之者娘当八朔ニ多賀ヘ參詣仕候節、兼日被仰付候御制服之絹帶仕罷在候ニ付、御届ヶ被遊、依之、当月六日ニ御評定所へ右之者村役人共ニ被召出委細御吟味之上、御法式相背候段、不届至極ニ被思召上、右之帶御取上ヶ之土村役人へ御預ヶ被遊猶又村へ親子共御預ヶ被為仰付奉畏候急度相慎セ羅有由候、然所段々指當り取込之時節ニ相成、其日持ニ渡世仕候ものニ御座候ヘハ、殊之外難儀迷惑仕候、未日柄も相立不申、恐多御願ニ奉存候ヘ共、何卒御憐愍を以、御赦免被成下置候へ者難有忝可奉存候、此段宜御取成し御被仰上、被下置候様ニ奉願上候以上

延享三年

寅八月

村

清右衛門

庄太夫

本文の前段は娘ろくの禁制違反で評定所へ召し出され、絹の帯を取り上げられ親子共に村預けになり恐縮致しており、必ず慎ませると前文書と同様のことと述べ、後段では、

このようなことですが、段々と農家も取り込みの時節になり、源六の家はその日持の貧しい暮らしなので、ことのはか難儀迷惑をしています。まだお仕置の日も余りたっていないので恐れ多いお願ひですが、お慈悲をもってご赦免下さるようお願いします。

このような歎願書を代官に提出している。

生活の質素儉約によつて生活改善をはかるとする藩の施策の趣旨はよく分かるが、娘の違反に親の源六まで処分を受けるという厳しい連座制について思いを致さなければならない。

(3) 出屋敷「尺仏」出願の事

夜廻り獅子刈村寄合其外万事

何事ニ不寄、村方々被仰渡義少も

藤瀬区の戸数は現在(平成六年四月)五六戸で、そのうち本郷が二五戸、出屋敷尺仏地区が三一戸である。この尺仏は今から二一八年前の安永五年八月に藤瀬村の六人の農家が村役人に出屋敷を出願し、許可され開設された集落である。その発足につき、二通の文書によつてその経緯を述べよう。

1 出屋敷願証文(藤瀬共有文書)

出屋敷願証文之事

一私共是迄村内致住居、御百姓仕

來り候、然所、所持之御田畠川越ニ多有之候ニ

付猪鹿夜番等ニ殊之外難儀仕候ニ付

此度字尺仏所持之畠江出屋敷仕度

御願申候、然上ハ村法之義是迄之通り

少も無相違努可申候、別而道作り

〔一七七〇〕
安永五年

申八月

犬上郡藤瀬村

願人 忠兵衛

家が出屋敷を村役人に願い出た文書で、その理由について次のように述べている。

私たちも今まで村域内に居住して百姓をしてきましたが、所持している田畠は犬上用を越えた尺仏に多くあります。この田畠は収穫になると猪や鹿が作物を喰い荒らるので、夜番のため非常に難儀しています。

ついては此度、尺仏所持の地に出屋敷を作りたいのでお願いします。

そのようになるうえは遵守事項として、

村のきまりは少しも違はず守り、とくに道作り、夜まわり、獣子狩り、村寄合その他万事何事によらず、仰せの事は少しも滞らず末々子孫まで勤めさせます。

同 善兵衛印

同 総 次印

さらに出屋敷が許可になったときにも、

不正なことは一切せず、村法を守り、農業に精を出します。万一本の方針違ひのことをしてどのように仰せられてもお恨みは致しません。

また、歩き（連絡員）の給米の二割は負担いたします。なお他の田畠の邪魔になる植木は致しません。右のことを末々まで守っていきたいと思いますので、奉行様へくれぐれもよろしく、お取りつき下さるようお願い致します。

右のような願書が村役人に出された。村役人はこれについての可否を検討し、村人にも意見を聞いても、賛成・反対の意見が両立して容易に決しなかったのであろう。村役人に出願してから二年後になってようやく村から奉行へ屋敷地の認可を求めた。それは次の文書である。

2 藤瀬村新出屋敷帳（藤瀬共有文書）

犬上郡藤瀬村新屋敷地之覧

字尺仏之内御水帳圖名請兩ひら

一 上畑三畝拾歩

持主 宗 次印

分米武斗六升六合七勺

右同断名請飼牛代

一 同武畝拾武歩

同 善 次印

分米壱斗九升八合

右同断名請常力

一 同三畝拾八歩

同 喜兵衛印

分米武斗八升八合

右同断名請四部右衛門

一 同武畝六歩

同 猪兵衛印

分米壱斗七升六合

右同断名請左石衛門

一 同壩畝廿六歩

同 同 人印

分米壘斗四升九合三勺

右同断名請たま

一 同武畝歩

同 藤三郎印

分米壘斗六升

御奉行様

右者此度新出屋敷地江地替之儀被相願

合計壱反五畝拾武歩

右者當村因窮鄉ニ御座候處、御高三百九石武斗五升六合之内、字尺仏上畑之内壱反五畝拾武歩

之場所荒ニ相成、作□取上ヶ不申難義迷惑仕候ニ付右之場所此度新屋敷御願申上候處

御憐愍ヲ以願之通被仰付難有仕合ニ奉存候

然上者御年貢米之義者只今迄之通、年々

無相違上納可仕、尤右場所ヘ罷出候者共、御年

貢米畝歩ニ応シ割渡シ、御年貢上納仕らせ可申候

猶又新屋敷地、別紙繪圖面之通少茂違乱申分仕間敷候、為後日印形仕証文指上申所仍如件

犬上郡藤瀬村

（一七七八）

安永七年

成十二月

組頭 新 蔵印

御奉行様

右者此度新出屋敷地江地替之儀被相願

御免ニ付則御奉行所江所指上申候新出屋敷地

帳面写相渡置もの也

安永七年戌十二月

近藤与次右衛門(筆)

犬上郡藤瀬村

庄屋横目中

犬上郡藤瀬村新屋敷地之覚として村の三役人が奉行宛安永七年（一七七八）に送った文書である。それにまではます出屋敷希望の六人の屋敷を設ける尺仏の所在地と地目・識歩と分米（年貢）・地主名が書かれ、次のように記されている。

尺仏の上烟のうち一反五畝一二歩の地が荒れていましたので、新屋敷の設置をお願い申し上げた処許可されまして有難く仕合せに思っています。敷地の年貢も田畠の年貢も今までのとおり間違なく上納致します。また新屋敷地の地図も別紙のとおり間違ひありません。後日の為、証文を差し上げます。

この文書に対して代官より「此度新屋敷地へ土地替

えが御免になつたので提出した新屋敷地帳面の写しを渡し置くものである」と記している。

以上二つの文書を通して考えられることは、藩政時代は同一村内でも出屋敷として集団による屋敷地替えがいかに困難であったかということである。まして他村や他領へ移ることは不可能に近かつた。

現在尺仏地区のここ一五、六年の戸数の増加は著しいものがある。この増加は村の分家などによるのではなく、この地より奥にある字からの移住者が多いという。

昔は耕作地や作業地のある田畠や山地に人が住み集落を作ったが、今日は道路の整備と自動車の普及により、生業の地を離れて環境が適すれば居住者が増加するのである。

ここ尺仏は大滝地区の幹線が走り、交通に恵まれ、故里の地にもほど近く南面した台地上にあるので増加したのではないか。なお、他地域の人も容易に受け入れたのではないか。

れられる時代になつたこともその理由である。

往時の出屋敷出願の苦労を思うとともに、現在の人日本增加の姿をここに見るのである。

2 通達と触書

彦根藩では政治の施策を条目や^{じょうめい}提^{だい}に作り、覚や達し、触^{ふれ}書きによってこれを知らせて守り実践させるようにした。

覚は年貢割付状（下ヶ札）の頭書に使われているよう、従来の法令を改めて使うときに用いられたとされている。達しや触^{ふれ}は法令を公布する意味をもつて、達しは関係の方面だけに通知し、触^{ふれ}は一般的であり、それは文書によるものと口頭でも行われた。

(1) 通達書

（參会山注意と諸書 城貝龍夫家文書）

御達書

南七ヶ村山中村々

小前惣代

(二八四七)
弘化四年
未三月廿一日并役人共へ
御奉行様

右者參会山ニ而田肥ニ
草刈取候處、近來猶ニ
持山へ立入、立木芽
立木ヲ伐取候ゆへ
自然ト立木生立

惡敷御城下へ炭
薪等出方減候哉ニ
相聞、以之外之事ニ
立入期取候者有之

候ハ、見付次第可
訴出候、其節ハ嚴
重ニ可申付候、急度

立入不申様村々
役人共末々迄不洩
様申渡可申事

忠左衛門^印
忠右衛門^印
小右衛門^印

藤右衛門^印
徳左衛門^印
久左衛門^印

喜平治^印
仁平^印

伊左衛門^印
十左衛門^印

善兵衛^印
情治^印

伊三郎^印
兵治^印

久五郎^印
喜助^印

得治^印
武平^印

庄屋^印
平右衛門^印

弥右衛門^印
庄八^印
宗左衛門^印
元左衛門^印
嘉右衛門^印
小平^印
情右衛門^印
貞平^印
清左衛門^印
増治郎^印
大右衛門^印
真七^印
真治^印
作治^印
其右衛門^印
孫左衛門^印
利平^印

横目 治右衛門^印

この文書は參会山について、奉行から南畠七ヶ村の
村々への通知に対して、藤瀬村庄屋はじめ村民がその
趣旨に賛同するとして、奉行にあてた請書である。達
し書と請書が一つになつた形式になつているが、これ
を要約すると次のようになる。

村の者が參会山で田の肥料の草刈りに入るとき、
近ごろ個人の持ち山に入つて、木の芽や立木を伐り
取るので、木の成長も悪く城下への薪炭も減少して
いるとのこと、もってのほかのことである。以後、
持ち山に入るのを見かけ次第に訴え出ること。その
ときには厳重な処分を受けるので、絶対立ち入りぬ

よう役人は末々の者にも言い渡すこと。

右のような申し渡しを受けて、これを承諾する形で、庄屋以下三七人の村民が署名捺印している文書である。

(2) 御触書

(通知の組織と時刻 城貝龍夫家文書)

里根村	申中刻拝見仕候	里根村
藤瀬村	申下刻拝見仕候	外町村
御代官所	酉之刻ニ拝見仕候	野田山村
	戌之刻ニ拝見仕候	曾我村
	亥ノ上刻ニ拝見仕候	小林村
	子ノ下刻ニ拝見仕候	栗橋村
	丑之上刻	八重練村
	同下刻拝見仕候	大岡村
	とら下刻拝見仕候	中川原村
	卯上刻拝見仕候	敏満寺村
	同下刻ニ拝見仕候	守野村
	留之尾村	

一御用米御藏方江

正米納、明十日限ニ有之
間、最早正米持參
致間敷候、為其相触
者也

中御代官所

藤瀬村
在村之

役人ヘ

右触書見分之上、村書下ニ請印致し、刻附ヲ以相廻シ
可申者也

代官所からの触れとして、里根村など一六ヶ村へ御
用米御蔵への正米の納期が一〇日限りであり、それ以
後は持参しないことを通知した原本で、写しではな
い。

この文書は二つの点から見て貴重である。一つは藩
には各村へ通知するいくつかのルートがあつたが、そ
の一つが明確になったことである。
このルートは藩の通知事項をより早く効果的に通達
するための距離と村数などを考えて作られたものであ
る。この里根・藤瀬ルートはその一つで、藩内には
こうしたルートがいくつか存在し、また伝達の種類・
内容によって適宜変更されていたようである。

十一月九日

昼九ツ半時出

申中刻拝見仕候
外町村
野田山村
曾我村
小林村
栗橋村
八重練村
大岡村
中川原村
敏満寺村
守野村
留之尾村

第二には藩からの伝達事項が村々へ達する時刻が分
かることである。

本文書の触れが代官所から出たのは、一一月九日の
九ツ半（午後一時）で、里根村から各村を巡って、触
れ納めの藤瀬村に達するもので、触れ始めと納めの村
は記入されていないが、他の村々では「何刻拝見仕候」
として時刻を書き、村下に捺印して、次の村に送つて
いる。これを表にすると次ページのようである。

触れ書きは通常、留書の帳簿に記録して次村へ回す
ようにしたが、この触れはその必要もなくすぐ回され
たと考えられ、経過時間を知るために都合がよい。時刻
の表現にもいろいろの考え方があり、時計の無い時代の
こととて、正確を期しないが次ページに図示した、
新旧対比の時刻表によつていただきたい。

要するに触れ書きの刻付は正確に迅速に伝達するた
めに記入させたのである。

この記録によると途中の時刻の記録はともかく一
一

触れの村	触れ詰ぎ時刻	備考
代官所発 （九ツ半）		一一月九日
里根村	申中刻	
外町村	下刻	
野田山村		
曾我村		
小林村		
栗栖村		
大岡村		
八重練村		
一円村		
多賀村	亥ノ上刻	
四手村	戌ノ中刻	
中川原村	酉ノ下刻	
敏満寺村	丑ノ上刻	
守野村	子ノ下刻	
富之尾村	卯ノ下刻	
藤瀬村	卯ノ上刻	
	一一月一〇日	

月九日の九ツ半（午後一時）に出された触れ書きが翌朝、卯ノ下刻（午前七時）に富之尾村に届き、七時すぎ

3 天保の改革

天保の改革を概観しよう。江戸末期になると幕政は遅怠を來し、財政の窮乏、武士の困窮、農村の荒廃、百姓一揆などが相次ぎ、幕藩体制の危機が深まつた。

幕府は天保一二年（一八四一）、老中水野忠邦を中心に戸政の改革を行い、奢侈禁止、風俗匡正^{よきせい}を断行し、庶民の生活に種々の束縛を加えた。また武士生活の救済のため借金の棄損令を出し、物価の引き下げを試みた。その他種々の施策をはかったがいすれも成功せず、士民の反感を買ひ、水野忠邦は失脚し、改革はわずか二年で失敗した。

・当八重練地区に残る改革文書

天保改革の嵐の吹いた天保一三年（一八四二）にはたび重って触書が公布された。「天保改革御触面諸事僕約帳」は天保一三年五月から一二月に至る間の触れ

文書が十数通綴られている。またこれとは別に「御触面御改革之写」は二〇枚を綴り、五十数目にわたつて改革事項が詳細に書かれ、全村民の連署し請印した文書も残っている。そのうち、僕約帳の中の二通について具体的に述べよう。

（1）天保改革お触面諸事僕約帳

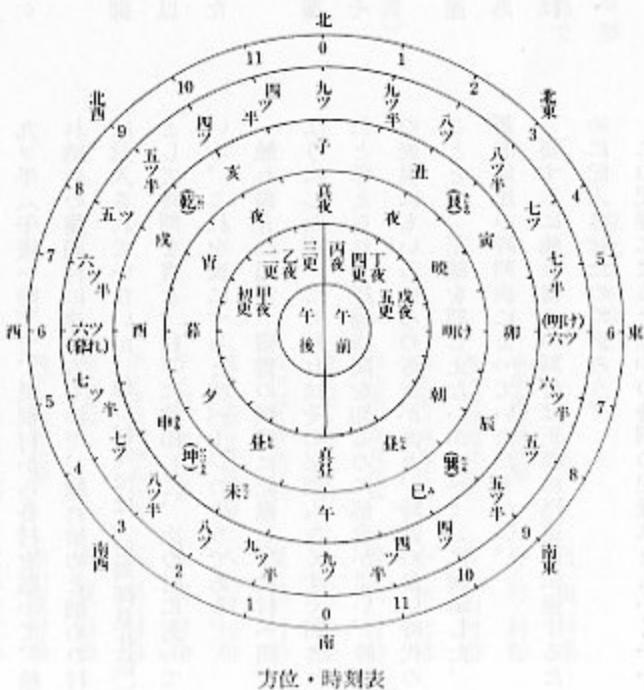
（八重練共有文書）

（一八四二）

天保十三寅五月

御改革御触面諸事僕約帳

一、世上一統者多增長致及困窮候よう自然ト風俗も衰へ、中ニハ甚不届之者共出来致し、品々惡弊抑移り、郷中共心得違之者共ハ一旦之利潤ニ泥ミ、甚身分之産業を疎シ、別而男女共年若之者ハ御法度をも不相弁、不培之及挙動ニ咎を受候者時々出来候義、全俗僧ニより候儀ト不便之事ニ候



百姓共ハ野業を第一ニ相勤メ、町家者商売方精ニ
入、聊不当之利潤を不貪、正直を基トシテ、郷町
共其身之本業を大切ニ出精可致事ニ候

一、孝行奇特者并至而等実人ニ本業出精

之者も候ハ、可訴出事

一、兼日若者組之儀ハ勿論、都而右ニ等敷申

入等致し候者義、法度ニ有之候処、今以右等之弊

風有之哉ニ相聞候、以之外不考至極之事ニ候、已後

急度可為制禁事

一、役人共者不申及誰ニ不寄世上為方之筋、万端

弊風を相除候、考意心付之義も候ハ、可申出事

一、前々より御制禁之筋堅相守、衣食住初め

儉約質素を旨として、万端抱遙省略致し

驕ケ間敷急度致間敷候、何トなく近來大切之

御政令をも疎略ニ相心得、身分忘却嗜弱之

心得方より、御國禁之筋相背候者も出来

致し、以之外不届至極之事ニ候、猶追々申出候筋

も可有之、諸事御法令向違背致間敷候、以来
嚴密ニ遂穿鑿、自然心得違之者も候
ハ、聊無容赦其科ニ可行条、一統不一通
大切ニ相心得万端相慎可申、郷町共役人共勿論
之儀頭分之者共無油斷相示し、年若之者共
候者親兄より朝暮教諭可致、以後等閑ニ
指置不考之筋於有之者其次第二ノ同等ニも可申
付、尤役人共ニも越度可為条、此旨相心得厚世話
いたし

一村一町内役人共取締無難之義肝要之
事ニ候右之趣格別之存寄を以申出候条
郷町役人共より小前末々迄、不洩様前件
之趣意等ト申聞人前ニ請印致、右請

印帳序之節庄屋横目之内ニ面御役所へ持

參可致候、尤此後右触書趣意亡却不致様、時々

申聞会得為致、惡弊を除き古風を守候様

相心得可申候、尤村方之寺院へも不洩様相達

候者也

(天保十三寅) 五月三日出

杉原數馬様

早乙目多司馬様

大久保藤助様

浅居庄太夫様

右御歎書之御趣意御達し被下置候処急度

相守、已後御穿鑿上御会法向違背之於有之、

聊無容赦御咎可被下候

一、何に不寄弊風を除、古風を相守可申候、依之村方

人別請印指上申候

一 重右衛門 一 久 蔵 一 辰五郎

一 新之丞 一 善右衛門 一 利 平

一 孫 七 一 孫次郎 一 平 藏

一 与惣十郎

一 吉 平

一 久

平

庄屋文 平

横目新之丞

組頭与惣十郎

義三郎

タ

久太郎 次

気付いた人は申し出ること。

この文書は天保一三年五月「御改革御触面諸事営約帳」の最初の文書で、天保一三年五月三日に奉行杉原数馬ほか三人あてに出された触れに対する請書となつた文書である。次のような内容になっている。

世の中は一般に贅沢になり風俗も悪くなり不届者

があふえ、郷や町にも心得違ひの者が利益をむさぼり仕事をうとんじ、とくに若者に無法者が多いのは、俗僧の仕業である。

百姓は農業に励み、町家は商売に精を出して不当の利益をむさぼらず、正直をもとにして、郷町ともに本業を大切に仕事に精を出すべきである。

一、孝行な人や眞面目に働く人を申し出ること。

一、若者その他法度に背く惡風があるので、止めるべきこと。

一、役人はもちろん、誰によらず惡風を除く方法を

一、禁制の事は堅く守り、衣食住すべてに儉約質素を旨として、生活の簡素化をはかり、贅沢をしないこと。近ごろ御政令をうとんじ、身分を忘れて國の徳に背く者もあるが法令には違反しないように指導すべきである。もし違反の者があれば容赦なく罪科に処せられるので、よく心得導しなければならない。

郷町ともに役人はもちろん、頭分の者も怠らず指導し、年若の者には親や兄から朝晩、教えいる事があれば、次第によつては同罪を申し付けるが、役人も越度になるので、よく考えて指導しなければならない。

一村一町内役人の取り締まりには越度がないことが何より大事である。右の事は格別の考え方の触れであるから、小前末々の者まで申し聞かねばならない。

せ請印のうえ、役所へ持参する事。

なお、一般の者が触れの趣旨を忘れぬよう時々言い聞かせて悪弊を除き、古風を守るように心得させねばならない。

文書の末尾に、

右の御触書の御趣旨、お達し下さった事をきつとよく守り、以後御穿鑿のうえ、御法令に対して違反する者があれば容赦なく処分をして下さい。何によらず弊風を除き古風を守ります。よつて村の者一同人

別に請印を指し上げます。

と記し、村人四七人署名捺印、最後に庄屋・横目・組頭が署名捺印している。

(2) 物価の二割下げ触れ

(八重練共有文書)

式割下ヶ覚

○割木毫匁ニ付六貫目

○柴木毫匁ニ付六貫五百目

○延一枚ニ付六分より六分三厘迄	
車屋 貨(米・麦などの精白料金)	
○米壱表ニ付四拾八文 ○餅米壱表ニ付八拾文	
○大麦上搗壱表ニ付百文 ○大麦中搗壱表ニ付八拾文	
○小麦粉壱斗ニ付武拾文 ○米粉壱斗ニ付武拾文	
○唐糸毫匁斗ニ付四拾文	
(板・角材等④申⑤は等級、右は改革前左は以後)	
杉板四分 一坪	④四匁三分 ⑤三匁八分④三匁三分
杉板六分 一坪	④三匁四分四厘④三匁四分④二匁六分四厘
杉板八分 一坪	④四匁七分 ④四匁二分 ④三匁七分 ④三匁七分武匯④三匁三分六厘④二匁九步六厘
	④九匁 ④八匁 ④七匁 ④七匁武分 ④六匁四分 ④五匁六分

大松武寸角	〔②毫匁七分	〔③七分五厘	〔④六分
○乗不	←	←	←
○中小	〔②八分八厘	〔③六分	〔④四分八厘
○中大	〔②五分	〔③四分	〔④三分
松巻才ニ付	〔②四分	〔③三分五厘	〔④二割
松木割物	〔②五分	〔③三分五厘	〔④二割
〔②四分	〔③二分八厘	〔④二分	〔④二割
〔②式又	〔③毫匁七分	〔④毫匁武分四厘	〔④二割
杉皮壱坪	〔②毫匁七分	〔③毫匁武分四厘	〔④二割
〔②毫匁七分	〔③毫匁武分四厘	〔④二割	〔④二割
以下略			

右之通り人々相心得壳捌申候依之村中調印いたし候	八月
一重右衛門	新之丞
孫七郎	久藏
辰右衛門	
〔②長次郎	久三郎
与惣右衛門	庄次郎
以下三七人並ニ三役人署名捺印略	

天保改革では種々の面の改革をはかったがそのうち、武士の生活救済の施策として、物価の値下げをはかった。その確かな証拠がこの文書である。物価武割下げの価格と請書である。

まず燃料としての割木と柴の一束で購入できる材木の重さや薙一枚の値段、ならびに水車屋での米麦などの掲示を挙げている。もとの価格が分からぬが二割下げるの値段であろう。

次に杉の四分・六分・八分板一坪の価格を上・中・下に分け、値上げ前と後の価格が書かれている。たとえば杉の四分板一坪の上等品の価が四又三分であったが、値下げ後は二割引きの三又四分四厘というのである。このようにいずれの板も二割方下げている。

松材・桧割物・杉皮についても上・中・下に分けて二割方の値引きがされている。末尾に「右のとおり人々相心得、壳捌くので村中調印する」として村人三七人、最後に三役人が署名捺印している。

4 助郷事情

助郷關係文書は五通で、一つは寛文九年（一六六九）栗栖村が奉行所に出した海道人足免除願である。次の助郷一件は三通からなり、慶応四年（一八六八）大上郡南畑一三ヶ村から宿駅御役所に提出した助郷人足免除のための歎願書と請書である。最後の一通は鳥居本宿伝馬所から藤瀬村ほか一二ヶ村役人あての人馬雜立賃その他の請求書で、前文書と關係の深い文書である。

この五つの文書を理解するには助郷制度とその状況について知る必要があると考え、その概略について説明する。

江戸時代、彦根藩領を通る中山道に四つの宿場があつた。南から愛知川・高宮・鳥居本・番場の宿場があり、宿場には役人のほかに人足二五人馬二五匹が常備され、その仕事についていた。しかし参勤交代による

助郷關係文書は五通で、一つは寛文九年（一六六九）栗栖村が奉行所に出した海道人足免除願である。次の助郷一件は三通からなり、慶応四年（一八六八）大上郡南畑一三ヶ村から宿駅御役所に提出した助郷人足免除のための歎願書と請書である。最後の一通は鳥居本宿伝馬所から藤瀬村ほか一二ヶ村役人あての人馬雜立賃その他の請求書で、前文書と關係の深い文書である。

この五つの文書を理解するには助郷制度とその状況について知る必要があると考え、その概略について説明する。

江戸時代、彦根藩領を通る中山道に四つの宿場があつた。南から愛知川・高宮・鳥居本・番場の宿場があり、宿場には役人のほかに人足二五人馬二五匹が常備され、その仕事についていた。しかし参勤交代による

通信の近代化が始まる明治五年（一八七二）まで続けられた。明治新政府の当局者が「即今、天下万民塗炭の苦、この助郷を以て第一とす」といわせたほど過酷なものであった。

第一の文書の海道人足は中山道の街道修繕や松並木の補植、手入れなどの仕事で大行列の前には召集して、その補修に当たらせた。宿場人足と同じような性格であるので、助郷の中に含めて述べる。

（1）海道人足免除願（栗柄共有文書）

乍恐御訴訟申上候

一御公儀様御屋く義ニ付而栗柄村ニハ先年ハ北烟拾七ヶ烟之内ニ而萬事里方なミの御屋く義不仕、山中烟方之内ニ而御座候、然所ニ先年御詣所ニ罷成申時分より以来、里方なミニ御屋く義仕候、其上海道御用ニ罷出候而、栗柄村ニハ山烟多ク御座候ニ付而、いに

志へ拾七ヶ烟之内之時分と且今とハ山烟荒地年々ニ大分出来仕候、然共只今里方なミの御訴訟申上候

付而

栗柄事之外かじけ、年々家数も徒ぶ連申候而、御屋く義仕候者も少ニ罷成申候ニ付海道御用之義御訴訟申上候者山烟荒地も少フ、成共本地ニ仕度と奉存候、栗柄村ニハ近郷ニ相替り、くすの粉迄御かけ被為成候付テ、くすの根據ニ保月領五倍領迄武り三ツ、ツ、參候ニ付、此義ニも人足大分入申候、此御屋くハ

山中

村々にも相徒とめ不申候、然共御断も不申上候、其上□□□なども山中なミニ度々物指上申候、其外志ぶがきなども御材木出し申候義も山中方なミニ御屋く義仕候、右之通之御屋く仕候時分海道筋そうち人足又ハ鳥居本其外宿屋へ人足も追々ニ大分出し申候而、里方御屋之義山中

方御屋く義両方共ニ人足も出し申候ヘバ、山烟な

ともいよ／＼荒し可申と奉存、村中迷惑

仕候、御ぢひニ海道そうじ人足御ゆうめん被為成被下候ハ、難有可奉存候、右之通少も偽り

不申上候、此段御代官殿へ御たづ子被遊可被下候、以上

〔二六六九〕

寛文九年西三月日

栗柄村惣百姓中

御奉行様

海道人足免除願、「乍恐御訴訟申上候」の文書は平易に述べると次のようである。

この栗柄村は昔から北烟一七ヶ村の中で里なみのお役はしていなかつたが、先年から里方のお役として海道御用に出ました。

栗柄村は山烟が多いが、今は昔と違ひ荒地になつてきました。これは海道（街道）人足に出るのが随

分多くなつたので、村はことのほか衰え、年々潰れる家もできて、御役をする者も少なくなつたので御

（2）助郷人足免除歎願書

（城貝龍夫家文書）

助郷一件

大政官江歎願之留

南烟拾三ヶ村

江州犬上郡南烟

藤瀬村

川相村

一之瀬村

仏ヶ後村

麵田村

壹原村

大杉村

霜ヶ原村

出屋敷村

佐目村

後谷村

小原村

大君ヶ畠村

拾三ヶ村

右拾三ヶ村之儀ハ奥山中極難渋村ニ而、田地等無御座

迎も宿方へ人足指出候儀相成不申村柄ニ而、往古より

持ヲ以漸ク渡世露命相繫居候ニ付、出入足被仰付而者
忽年ヲ不経可及亡村ニ必定之儀、誠ニ以難渋迷惑
此上もなき仕合ニ奉存候間、言語ニ絶し恐多御願ニ御
座候ヘ共、右之始末御憲察被成下置、格別之御仁恵ヲ以
先規在来之通り、出入足御赦免被下置候様奉願上候
何卒願之通り御聽届被下置候ハ、此末細々ニ而も
相続可相成ト、冥加至極難有仕合ニ可奉存候、依之右
拾三ヶ村惣代連印仕御歎願奉申上候、以上

井伊攝部頭領分

(一八六八) 江州犬上郡 藤瀬村 年寄 忠兵衛

辰五月八日

小原村 庄屋勇平
大君ヶ畠村 年寄 次右衛門

宿駅

御役所

助郷一件、大政官江歎願之留「乍恐御歎願奉申上候」

は南畠一三ヶ村から宿駅役所へ歎願の文書で、その内

容は次のようにある。

南畠一三ヶ村は奥山中の難渋の村で、田地などは

なく、とても宿場へ人足の出せるような村柄ではありません。昔から御伝馬銀の平均割りを高宮宿へ出

しており人足は一人も出していません。今度こ一新

になり助郷替えが行われたことを、お触れをみて驚

いています。歎命ですからお請印は致します。しか

し人足に出る事は日持で露命をつないでいる身です

から仰せに従うと必ず亡村となるのではないかと難

迷惑このうえもないことでござります。真に申し

上げにくく恐れ入りますがこのような事情を御拂み

御伝馬銀已平均割合銀藤瀬村始拾三ヶ村ハ

是迄高宮宿へ指出、人足ハ老人も相勤不申在来ニ

御座候所、此度御一新ニ付助郷御担替被仰付

御歎書等拝見奉驚入候得共、歎命之儀ニ付御請印ハ

仕候へ共、往古より在来之義空敷相成候而ハ、日々炭薪之

持ヲ以漸ク渡世露命相繫居候ニ付、出入足被仰付而者

忽年ヲ不経可及亡村ニ必定之儀、誠ニ以難渋迷惑

此上もなき仕合ニ奉存候間、言語ニ絶し恐多御願ニ御

座候ヘ共、右之始末御憲察被成下置、格別之御仁恵ヲ以

先規在来之通り、出入足御赦免被下置候様奉願上候

何卒願之通り御聽届被下置候ハ、此末細々ニ而も

相続可相成ト、冥加至極難有仕合ニ可奉存候、依之右

拾三ヶ村惣代連印仕御歎願奉申上候、以上

下さって、格別のご仁恵で前の規則のよう、人足
を出すことは免除して下さいますようお願ひします。
と一三ヶ村の代表として藤瀬村年寄、小原村庄屋、大
君ヶ畠村年寄が連名して、宿駅御役所あてに歎願して
いる。

(3) 助郷人足免除歎願添書

(城貝龍夫家文書)

乍恐添書ヲ以奉願上候

江州犬上郡南畠拾三ヶ村

右拾三ヶ村之義ハ極山中難渋村ニ而、迎も人足等ニ

罷出候儀相成不申村柄ニ付、往古より高宮村宿へ、年々

御伝馬平均割合銀指出、人足ハ老人も相勤不申

在来ニ御座候、此度御一新ニ付、助郷御担替被

仰付、右拾三ヶ村共鳥居本宿へ助郷ニ被仰付候ニ付、則

御請印ハ仕候得共、日々炭薪之持ヲ以漸渡世

仕、年々領主より之御救助ニテ、露命繫居候訛柄

故、右村々驚入深相歎懐代上京、宿方よりも□々
歎願致吳候様打綴り相歎申候間、添書ヲ以奉

歎願候、何卒廣大之御慈悲ヲ以、前紙拾三ヶ村
歎願之通り、御聽届被下置候ハ、右村々不及申上ニ

宿方ニおいても、難有仕合ニ可奉存候、已上

井伊掃部頭領分

中山道鳥居本木宿

年寄兼

(一八六八)

慶応四年

辰五月八日

庄屋 章右衛門

年寄 嘉右衛門

宿駅

御役所

右之通願書奉指上候處、願人不残被召出、願出之
處尤ニ相聞候間、出入足之儀者指免候、伝馬

平均割合銀之義者、鳥居本宿へ無遲滞

指出可申上候被仰渡候、尚右ニ付御詔書指出候

様被仰渡候ニ付、同九日指上候御詔書左之通り
一三ヶ村からの歎願書とともに鳥居本宿から「乍」
恐添書ヲ以奉願上候として宿駅御役所へ添書を提出
している。内容は次のようにある。

南畑一三ヶ村は山中の極難渋村で、とても宿場人
足の出せる村柄ではなく、昔から高宮宿へは年々御
伝馬銀の割り当てだけを出し、人足は出していません。
今度こ一新で助郷替えになり一三ヶ村とも、鳥

居本宿へ助郷を仰せつかつて、村では請印はされた
が、日々炭焼きや薪作りの持でようやく渡世し、年

々領主から救助を受けて露命を繋いでいる有様で、
お触れを見て村人は驚き深く歎いて總代が上京した
しますので、添書を致しました。どうか広大な御慈
悲をもって願のとおりお聽き届け下さいますなら、
村々は言うまでもなく、宿方も有難いことです。

と鳥居本宿年寄兼庄屋から親切な添書が出された。
と鳥居本宿年寄兼庄屋から親切な添書が出された。

この文書の次にその後の状況について「右の通り願
書指し上げましたところ、願人残らず召し出され『願

書の趣旨は尤も』と思うので、人足を免するから伝馬銀
は鳥居本宿へ遅れぬよう差し出すようによること。な

お右についての詔書をさし出すように」と仰せられた
ので左のとおり出した」として次のような詔書と礼状
を出している。

(4) 免除許可と伝馬銀詔書

(城貝龍夫家文書)

乍恐御詔書御礼御届奉申上候

江州犬上郡南畑拾三ヶ村

右拾三ヶ村之義ハ奥山中極難渋村ニ付、

昨日人足之義、御歎願奉申上候處、右村々困苦

御憲察被為遊、出入足御赦免被仰付

伝馬平均割合銀ハ鳥居本宿へ無遅滞指出し

可申旨、被仰渡難有承知奉畏候、依之一紙

連印仕御詔御礼御届奉申上候已上

中山道鳥居本宿

(一八六八)

慶応四年

辰五月九日

拾三ヶ村惣代

宿駅

藤瀬 村 年寄 忠兵衛

御役所

大原 村 庄屋 勇 平

次右衛門

「乍恐御詔書御礼御届奉申上候」と標記した免除許
可の礼と伝馬銀の詔書は次のとおりである。

極難渋の山中一三ヶ村が助郷免除について歎願致
しましたところ、右村々の困苦を憐み下さつて、出
人足を赦免下され、伝馬銀の割当を鳥居本宿へ差し
出すよう仰せられました。有難く承知申し上げ一
紙連印してお詔書と御礼状をお届け申し上げます。

慶応四年五月九日付けで、詔書を鳥居本宿の年寄
兼庄屋と一三ヶ村の総代として、藤瀬村の年寄忠兵衛
ほか二人が、宿駅御役所あてに提出している。

以上のようにしてめでたく一件は落着したのである。

(5) 人馬維立貢その他の請求書

(城貝龍夫家文書)

この文書は前文の請書による「人馬維立貢并諸入用

請求」として「当年の五月から一月迄の人馬維立貢并に諸入用費を來る一二月一五日迄に村々の分を取り集めて、御伝馬所へ指し出すこと」とした藤瀬村はか一二ヶ村役人あての文書である。年は記されていないが慶応四年(一八六八)以降の文書と見られ、先の願書が受け入れられた証拠である。

外給武ヶ村

御役人衆中

以書付得御意候、然ハ
前紙之通、当五月より
十一月迄、人馬維立貢
錢并諸入用ニ有之間、

米ル十五日迄ニ村々取
集メ、御伝馬所へ早々
御指出可被成候、為其
如此御座候、早々以上

鳥居本宿御伝馬所

取締役勘□□

十二月六日

藤瀬村

5 職業奨励

(1) 油 職 (松宮正宣家文書)

油は昔から主要な灯火用であるとともに食用・医薬用・化粧用・工業用など多く用いられてきた。中世では胡麻・荏胡麻から製油されたが近世に入つて菜種からなる種油と綿実から取る綿実油が中心となつた。灯火用として農民も油を使用するようになって、生産は全国におよんだ。

『彦根市史』によれば元禄八年(一六九五)城下における油屋は五九軒以上に達していた。これらの株仲間を組織し、国産方の統制を受け、寛政二年(一八〇〇)からは毎年、一株について五〇匁ずつ冥加金を上納した。そして油の卸売取引を行う油会所も設置されていた。

- 一 無鑑札の者が商売したら、早速さし留め、きかないときは訴え出ること。
- 一 休職して思わしい譲り口がないときは仲間の中で引き受けること。
- 一 出張店から御用油を申してきたら、早速差し出すること。

すこと。

さらに今度御鑑札を渡した仲間は腹蔵なく話し合いをして取り締まること。第一には國の御用に差し支えがないよう仰せ付けられているので、仲間中一同得心して請印をすべきであると結んでいる。

次に油の株仲間として通し番号で、郡別に村名、名前が記されている。愛知郡一人、犬上郡（現犬上郡と彦根市）二〇人、坂田郡三二人を記し、その後に北・中・南各筋の惣代の村名と名前を書いている。それによると多賀村に二軒、敏満寺・土田の各村に一軒の油屋があったことが分かる。

多賀村の孫四郎は中筋の惣代の一人であった。現在も松宮家には当時を物語る搾油の器具の一部が残っている。

愛知郡

一百三拾四番

上枝村 貞平

一百五拾番

同 村 彦次郎

一百四拾三番

犬上郡

一百四拾四番

八町村 九兵衛

一百四拾五番

同 村 作右衛門

一百四拾六番

同 村 六右衛門

一百四拾七番

高宮村 三右衛門

一百四拾八番

下之郷村 獣左衛門

一百四拾九番

同 村 半六

同 村 六右衛門

一百五拾番

岩倉村 半兵衛

同 村 九兵衛

一百五拾番

同 村 長右衛門

同 村 清弥

一百五拾番

北蚊野村 八右衛門

同 村 忠兵衛

一百三拾八番

東出村 庄三郎

海瀬村 新七

一百三拾九番

同 村 喜左衛門

竹原谷村 長右衛門

一百四拾番

同 村 三右衛門

同 村 太郎平

一百三拾六番

同 村 孫右衛門

吉田村 孫右衛門

一百三拾七番

同 村 忠兵衛

東出村 忠兵衛

一百三拾八番

同 村 新七

海瀬村 新七

一百三拾九番

同 村 庄三郎

北蚊野村 八右衛門

一百四拾三番

同 村 長右衛門

岩倉村 半兵衛

一百四拾四番

同 村 九兵衛

同 村 九兵衛

一百四拾五番

同 村 作右衛門

同 村 作右衛門

一百四拾六番

同 村 六右衛門

同 村 六右衛門

一百四拾七番

同 村 三右衛門

同 村 三右衛門

一百四拾八番

同 村 半六

同 村 半六

一百四拾九番

同 村 六右衛門

同 村 六右衛門

一百五拾番

同 村 九兵衛

同 村 九兵衛

一百五拾番

同 村 長右衛門

同 村 長右衛門

一百五拾番

同 村 太郎平

同 村 太郎平

〔二八六三〕

油紋捺と名前寄

今度御產物方より之御鑑札御取入ニ
相成候処、御筋方様より以前之通ニ

御鑑札御渡しニ相成、冥加至極難有
仕合ニ奉存候、然ル上者天保度御渡之

不仕、絞り種ハ勿論油直段正路ニ可致事

一御領内ニ而紋リ油之義者前格之訳柄ニ
候へ者銘々存其旨、第一御國用指支不

一 御国用之余者是迄之通他所ニ売可
為勝手事

一 御鑑札譲り引之節者惣代加印ニ而

御願申上譲り引可致事

一 無鑑札之者職方仕候ハ、早速指留

不相用もの者可及御訴訟事

一 休藏致候もの自然思わ敷譲リ口無之

節者仲ヶ間中江引受可申事

一 出張店より御用油申遣し候ハ、早

速可差出事

附り出張店ニおるて都用費用無之様可取計事

右者今般御鑑札御渡仲ヶ間中無覆

職申談取締致第一御国用差支

不申様被仰渡ニ付仲ヶ間中一同得

心詣印致置もの也

文久三癸亥年九月

水車は水を落下させたり、流れる力を利用して羽根車を回して機械的動力を得るもので、きわめて古くから利用された。当地方では水車を小屋に取り付け川の流れを利用して水車を回し、菊座と呼ばれる木製樹車を組み合わせて動力を調整し、米麦の臼搗きが行われた。從来米麦などの精白は唐臼によっていた。それは臼を地面に埋め、梃子を応用して足で杵の長い柄を踏みながら杵を上下して米麦などの穀類を搗くもので、踏み臼ともいつた。

この唐臼から見れば水車による精白は一つの産業革命とも言える施設設備で、その時代には企業として成り立つものであった。しかし、この開業については設置のための位置的な環境と財力ならびに水利について下流耕作者の協力を得ることなどが必要であった。

水車業は幕政時代にごく少数であったが、明治になり急速に各地域に増加した。その後は電動機の発明などによって衰え、現在は過去の風物として残るのみとなつた。

栗栖共有文書の「一札之事」と標記した二通の文書は文政五年（一八二二）水車屋開業の経緯を語るものである。

次の注1の文章は、文政四年に栗栖村の彦介が証人二人連署で役人衆と夏原湯子衆に提出した文書で、その内容は次のようにある。

夏原湯懸りの字森下に水車屋設置を計画します湯懸り衆に頼んで了解を得て御役人へ頒出、さらに御上様へ御田地が差し障りがないようお願ひしましたところ、吟味のうえお許しが出ました。このうえは水の必要な養水のときは指し障りがあればいつでも水車を止めます。またこの末、証文面と相違しません、どのように取り計らっていただいても結構です。

(2) 水車業（栗栖共有文書）

す。なお万一生生活が苦しくなつてどこかへ水車の権利を譲つても、この証文を守らせます（次ページ参照）。

注2の文書は彦介が同じく役人衆ならびに湯懸りの衆に出したもので、文書の前半は1の内容と同一であるが、後半の水車の停止について、「養水の節もなるだけ水車を回してもよいが、いつによらず田地に差し障りのときは水を止めることと、水車譲りについて不如意のときのみならず凡ての譲りについて証文面を末代守らせる」としている。

注1の文書で水車業開設の許可が下りたようであるが、その後の文政五年に再提出している。開業者と湯懸り衆との間に微妙な点で折り合いかづかず一年後に漸く許可が下りたと思われる。当時の水車開設がいかに困難であったかがうかがわれる文書である。

(注1)

一札之事

夏原湯懸り字森下ニ有之車屋

右之車屋此度私御願申上度湯懸り衆中へ

御願申候処、御相談之上一統御承知被下

悉存候、其上役人衆中へ御願申上候処聞届被下

尚又御上様へ御田地差障り無之様御願申上候処

御吟味之上御赦免被下、愈難有仕合ニ奉存候

此上養水之節指障リニ相成候ハ、何時ニ

よらず奉相止メ可申候、此末証文面ニ

相違仕候ハ、如何様ニ成共御取斗イ可被下候

其時一言之子細無御座候、万一不如意ニ付

何方へ譲り候義有之候共、此証文面ヲ以

急度相守り可申候、為後日一札仍而如件

文政四已年

永代車主 彦 介印

証人 磯 七郎

同 所 平印

同 所 平印

此文言ニ相違有之候ハ、如何様ニ成共御取斗イ可被下候、其時一言之申分無御座候、尚又私

何方へ譲り候義有之候共、此証文面ヲ以

末代迄急度相守り可申候、為後日連判

仍而如件

文政五年

午十二月

御役人衆中

夏原湯懸り衆中

車主 彦 介印
証人 磯 七郎
同 所 平印

6 宗門改め

宗門改め関係書類は町内に多く残っているが次の二つについて述べる。

一つは弘化三年(一八四六)に切死丹改めについて三村から出した奉行あての文書と二つめは宗門改め行事のため、中筋地区宗門改め宿泊村を通知した文書である。

(1) 切死丹改め村組手形

(川相共有文書)

〔一八四六〕
弘化三年切死丹改めニ付

指上文書写

切死丹改め付指上申村組手形之事

犬上郡 一 川相村 同 郡 一 藤瀬村 同 郡 一 之瀬村

(注2)

一札之事

一此度私字森下ニ而水車相懸ケ中度候ニ付、湯

懸り衆中へ御願申候所、御相談之上一統御承知

被下悉存候、其上役人衆中へ御願御上様へ

御田地差障り無之様御願申上候所、御吟味之上

御赦免被下愈難有仕合ニ奉存候、此上養水之内

水車相止可申之所、御憐愍ヲ以可成丈相懸可申候

様、御承知被下悉仕合ニ奉存候、此上御田地指障り

相成候ハ、何時ニよらず急度相止可申候、此以後

此文言ニ相違有之候ハ、如何様ニ成共御取斗イ

可被下候、其時一言之申分無御座候、尚又私

何方へ譲り候義有之候共、此証文面ヲ以

末代迄急度相守り可申候、為後日連判

切死丹御改ニ付、村組役仰付則右之相拾組
之内連判仕指上申候、手前村者不及申村組
之内、切死丹不審成者御座候者、急度可申上候
致遠慮賜より訴人御座候者、村組之庄屋横目
五人組之頭同罪ニ可被仰付、牢人其外
科人ニ宿貸申候歟、又者他國他領之者指置
申候者、其科之依輕重、其家主之儀者不及
申、村組連判之者共、或死罪或追放或
籠舍可被仰付候、為後日手形仍付
如件

弘化三年
丙午
犬上郡川相村
庄屋 林 七
同郡藤瀬村
庄屋 横目
組頭 孫左衛門

同郡一之瀬村
庄屋
横目
組頭

犬上郡川相村・同郡藤瀬村・同郡一之瀬村の三村が
村組として「自村はもちろん、村組の者の中からキリ
スト教信者に疑わしい者が出了場合は村組の庄屋・横
目・五人組頭も同罪に申し付けられたい。また浪人そ
の他罪人に宿を貸したり、他国他領の者を家に置いた
ときは罪の輕重によって、その家の主人はもちろんで
あるが、連印の者は死罪・追放・籠舍のいずれかを申
し付けられたい」との証文の写しである。

この文書によつて自村のみでなく他村の役人までに
も罪がおよぶという当時の厳しい連座制を知ることが
できる。

(2) 中筋宗門改め宿泊の村

(敏満寺共有文書)

彦根藩は近江国の領内を三つの地域に大別して統治

(注 原本は表の形ではないが整理の都合上表組みとした)

した。坂田郡の天の川から愛知川までの間を中筋と
し、それより北を北筋、南を南筋とし、奉行・代官所
は彦根城下に置いて各行政に当たらせた。

中筋宗門改宿泊郷

日 時	村 名	日 時	村 名	日 時	村 名	日 時	村 名	日 時	村 名
六 日夕	川南三津屋村	一三日夕	下之郷村	二〇日夕	土田村	二九日夕	正法寺	四月一日	法尾村
七 日夕	清水村	一四日夕	雨降野村	二一日夕	大堀村	二日夕	笠尾村		
八 日夕	甘呂村	一五日夕	南蚊野村	二四日夕	川北世紀村	三日夕	多賀村		
九 日夕	馬場村	一六日夕	金屋村	二五日夕	米原村	四日夕	敏満寺村		
一〇日夕	下枝村	一七日夕	一之瀬村	二六日夕	下番場村	五日夕	野高宮村		
一一日夕	谷田村	一八日夕	佐目後谷村	二七日夕	下丹生村	メ			
一二日夕	四十九院村			二八日夕					

シ可被申候

二月廿日廿五日廻ル

(延享三年(一七四六年))

三月六日宿泊、次々と巡って四月五日に野瀬村（現彦根市野瀬町）に宿泊する予定として、しめて二七泊の計画である。

この文書は中筋区内の宗門改めに宿泊する村名と日を誌し、なおその一行の食事の用意を指示した文書で、宗門改め行事の珍しい資料である。

宗門改めの行事は毎年三月ごろになると行われたが、それより前に「切死丹宗門改め五人組下帳」を村ごとに作成して提出させた。この下帳には村の全員の名前が旦那寺の五人組ごとに書かれ、男女別に集計して住職がキリスト教徒でないことの証明をしている。さらに一村三か寺あれば一括して、これを庄屋が証明している。その他前年度死者の名と月日、当年の家数・人口などについて記入している。

この宗門改め下帳を土台にして、その首実験をするとともに農民の状態を見分することが目的であった。

この資料によれば三ツ屋村（現彦根市三津屋町）に

宗門改めの行事は村にとって、氣遣いの多い行事であり、藩にとつても行政司法上の重要行事であった。この行事は幕末にはかなり簡略になつたが、明治四年（一八七一）まで続けられた。

この宗門改めは村にとって、氣遣いの多い行事であ

り、藩にとつても行政司法上の重要行事であった。この行事は幕末にはかなり簡略になつたが、明治四年（一八七一）まで続けられた。

あとがき

長い間の町史編さん事業をここで打ち切ることになり、その別巻のあとがきを書くときを迎えた感概は無量である。

思えば昭和六〇年一月、中川町長から町史編さんの委嘱を受けてから、足かけ一〇年——その間いろいろなことがあった。

まず、渡辺守頼先生には八日市の遠方から毎回の編さん委員会ごとに二足劳を煩わし、一方ならぬ深いご教導にあづかった。何とお礼を申し上げてよいか分からぬほどである。

その間、委員の一人であった近藤徳三先生のご他界があった。あれは平成三年二月、町史の出版される一〇ヶ月前のことである。町史出版を誰よりも熱願されていただけに残念であった。

その他の委員は幸いにも健康に恵まれ、今日を迎えたことは何よりの喜びである。

ただ事業の中核にあつた木下委員は、昨年より体調を乱しながら、ひたすら新しい史料の開発に努め、これがワープロ化を志し、病勢思うに任せない困難を克服して、孜々として仕事を続けられた。

それはまるで、自分の羽を一枚一枚抜いてすばらしい織り物を織り上げていった『夕鶴』のお通の姿を今に見る思いで、われわれは遠くからハラハラしながら見守っていた。本書三の大半は、こうして完成した史料であることを思い、心してその一つ一つを味読したいものである。

いま一つ、二の地方文書の目録は、別巻着手以来三年、もしくはそれ以前から、全身全霊をそれに打ち込んでいた奥川委員に専念してもらつた。

奥川委員は、集められた地方文書約二、五〇〇点を克明に読み解き、一、六四九点に精選し、綿密な目録

を作り上げ、それぞれ所属する所在を二に限定し、同委員特有の該博な史観による胸のすくような概説を付して、利用者の便をはかるべく努めていただいた。とにかくこの別巻はこの二委員の地道な努力によつて特色あるものに仕上がつたと自负している。

他の委員は、本年八五歳を迎えた小生を除いてみな元気である。老いてますます健強といったところで、文章も一段と進歩し、別巻の大部分はこの委員たちに支えられ、皆の協力で、ごらんのように一応完成を見たことはまことに喜びに堪えない。

最後になつたが、今回も通史のときと同様に木下静子委員の手を煩わし、字句修正をしていただいた。修正されたあとを見ると、快刀亂麻をふるつていただいた快さが明らかである。

このように、人生の終わりに近くなつて、こうした大きな仕事を与えられたことはこの上もなくありがた

いことであり、生涯の仕事としてすべてを忘れて打ち込めたことは何にもまさる光榮である。このことを町当局ならびにご協力いただいた町民各位に対し、深甚の謝意を捧げたい。

あとがきを終わるに際し、改めて渡辺先生以下同僚各位に対し深謝を申し上げるとともに、今後ともいつそうのご厚情をお願い申し上げる次第である。

ご平穀の一日も早からんことを祈つていた木下委員は、五月二一日の朝まだき、われわれの切なる願いをぶり切るかのよう、遂に黄泉の客となられ再び声咳に接することは不可能となつた。

私たちの周章狼狽は隠し難いが、町としても至宝的存在を失つたことは、大きな痛手であると思う。

木下委員の晩年は、献身、精進を地でゆくものであり、これらの言葉は彼のためにある言葉かと思われるほどで、すべてを忘れ、精魂を擰げ尽くされた姿には

胸を打たれる。

かつての主治医の小菅一彦先生も、とにかく難病を克服し、今まで生き抜いてこられたのは、町史にかけるひたすらなる執念によるもので、その精神力の崇高さに敬仰せざるを得ないとつぶやいておられた。

別巻の完成をみずくに逝かれたことは残念であるが、われわれの運んだ草稿によりすべてを知悉され、「もうこれが活字になるだけだ」といつておられたということをお聞きし、せめてもの慰めにしたいと思う。尚収集された資料と採録されたビデオの映像は町史の裏付けとして歴史民俗資料館で整理保存し、長くその成果を称えたいと思つてゐる。ここに改めて、木下委員のご冥福を皆様とともに祈り申し上げたい。

別巻は見方によつては、不備な点も多くあらうし、長年かかってこれだけのものしかできなかつたのかといふ声も聞かれるであろう。こうした不明についてはいく重にお詫びするとし、町史編さん以来ここに一

○年、皆様いろいろありがとうございましたと心から申し上げて、各位より賜わったご厚意を深謝したい。

編さん委員長 種 村 優 平

1 执筆分担

一 町史補遺

概説

アケボノ象出土の風土

野鳥の森に集う生きもの

赤堀衛門の願文

秀吉からの朱印状

諸田家の系図

(1) 新谷家系図

(2) 猿渡家系図

(3) 楠崎家系図

村々のおきて

(1) 藤瀬村の村中庭

(2) 山越衆揃えのこと

(3) 多賀の町祈禱

(4) 土田村の村祈禱法度

(5) 四手村のおきて

(6) 敏満寺の論述書

7 高宮池の築造
多賀町溜池一覧
8 一文寄進帳に見る村々の実相(元禄八年)
9 人口の推移を見る林清一郎
本田太郎
北村祖安
清水一雄10 森林行政の移り変わり
(1) 営林組合
(2) 大流山林組合
(3) 多賀町河内の県営林林清一郎
林清一郎
林清一郎11 遺跡の実態
(1) 脇ヶ畑村の場合
(2) 山村集落の今昔—桃原の場合木下長治
木下長治
木下長治12 旧町村の財政規模
13 文化財分布調査
14 胡宮神社の文化財15 高宮にある大社一の鳥居
(1) 駅前の大鳥居
(2) 町内鳥居一覧林清一郎
林清一郎
林清一郎

16 町に残る古謡

林清一郎
林清一郎
林清一郎17 小字名について
(1) 歴史的意味があると思われる地名
(2) 自然的条件を表す地名18 附近にいた特攻隊員
19 中世の水利に使った合子20 久徳共有文書 解説と目録
21 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
22 眞淵寺共有文書 解説と目録
23 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
24 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
25 川相共有文書 解説と目録
26 藤瀬共有文書 解説と目録
27 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
28 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
29 富之尾共有文書 解説と目録
30 保月山論文書 解説と目録
31 大杉共有文書 解説と目録
32 保月共有文書 解説と目録
33 保月山論文書 解説と目録20 奥川貞一
21 奥川貞一
22 奥川貞一
23 奥川貞一
24 奥川貞一
25 奥川貞一
26 奥川貞一
27 奥川貞一
28 奥川貞一
29 奥川貞一
30 奥川貞一
31 奥川貞一
32 奥川貞一
33 奥川貞一34 久徳共有文書 解説と目録
35 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
36 眞淵寺共有文書 解説と目録
37 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
38 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
39 川相共有文書 解説と目録
40 藤瀬共有文書 解説と目録
41 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
42 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
43 富之尾共有文書 解説と目録
44 保月山論文書 解説と目録
45 大杉共有文書 解説と目録
46 保月共有文書 解説と目録
47 保月山論文書 解説と目録48 久徳共有文書 解説と目録
49 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
50 眞淵寺共有文書 解説と目録
51 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
52 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
53 川相共有文書 解説と目録
54 藤瀬共有文書 解説と目録
55 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
56 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
57 富之尾共有文書 解説と目録
58 保月山論文書 解説と目録
59 大杉共有文書 解説と目録
60 保月共有文書 解説と目録
61 保月山論文書 解説と目録62 久徳共有文書 解説と目録
63 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
64 眞淵寺共有文書 解説と目録
65 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
66 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
67 川相共有文書 解説と目録
68 藤瀬共有文書 解説と目録
69 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
70 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
71 富之尾共有文書 解説と目録
72 保月山論文書 解説と目録
73 大杉共有文書 解説と目録
74 保月共有文書 解説と目録
75 保月山論文書 解説と目録76 久徳共有文書 解説と目録
77 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
78 眞淵寺共有文書 解説と目録
79 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
80 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
81 川相共有文書 解説と目録
82 藤瀬共有文書 解説と目録
83 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
84 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
85 富之尾共有文書 解説と目録
86 保月山論文書 解説と目録
87 大杉共有文書 解説と目録
88 保月共有文書 解説と目録
89 保月山論文書 解説と目録90 久徳共有文書 解説と目録
91 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
92 眞淵寺共有文書 解説と目録
93 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
94 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
95 川相共有文書 解説と目録
96 藤瀬共有文書 解説と目録
97 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
98 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
99 富之尾共有文書 解説と目録
100 保月山論文書 解説と目録
101 大杉共有文書 解説と目録
102 保月共有文書 解説と目録
103 保月山論文書 解説と目録104 久徳共有文書 解説と目録
105 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
106 眞淵寺共有文書 解説と目録
107 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
108 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
109 川相共有文書 解説と目録
110 藤瀬共有文書 解説と目録
111 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
112 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
113 富之尾共有文書 解説と目録
114 保月山論文書 解説と目録
115 大杉共有文書 解説と目録
116 保月共有文書 解説と目録
117 保月山論文書 解説と目録118 久徳共有文書 解説と目録
119 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
120 眞淵寺共有文書 解説と目録
121 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
122 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
123 川相共有文書 解説と目録
124 藤瀬共有文書 解説と目録
125 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
126 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
127 富之尾共有文書 解説と目録
128 保月山論文書 解説と目録
129 大杉共有文書 解説と目録
130 保月共有文書 解説と目録
131 保月山論文書 解説と目録132 久徳共有文書 解説と目録
133 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
134 眞淵寺共有文書 解説と目録
135 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
136 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
137 川相共有文書 解説と目録
138 藤瀬共有文書 解説と目録
139 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
140 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
141 富之尾共有文書 解説と目録
142 保月山論文書 解説と目録
143 大杉共有文書 解説と目録
144 保月共有文書 解説と目録
145 保月山論文書 解説と目録146 久徳共有文書 解説と目録
147 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
148 眞淵寺共有文書 解説と目録
149 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
150 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
151 川相共有文書 解説と目録
152 藤瀬共有文書 解説と目録
153 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
154 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
155 富之尾共有文書 解説と目録
156 保月山論文書 解説と目録
157 大杉共有文書 解説と目録
158 保月共有文書 解説と目録
159 保月山論文書 解説と目録160 久徳共有文書 解説と目録
161 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
162 眞淵寺共有文書 解説と目録
163 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
164 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
165 川相共有文書 解説と目録
166 藤瀬共有文書 解説と目録
167 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
168 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
169 富之尾共有文書 解説と目録
170 保月山論文書 解説と目録
171 大杉共有文書 解説と目録
172 保月共有文書 解説と目録
173 保月山論文書 解説と目録174 久徳共有文書 解説と目録
175 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
176 眞淵寺共有文書 解説と目録
177 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
178 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
179 川相共有文書 解説と目録
180 藤瀬共有文書 解説と目録
181 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
182 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
183 富之尾共有文書 解説と目録
184 保月山論文書 解説と目録
185 大杉共有文書 解説と目録
186 保月共有文書 解説と目録
187 保月山論文書 解説と目録188 久徳共有文書 解説と目録
189 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
190 眞淵寺共有文書 解説と目録
191 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
192 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
193 川相共有文書 解説と目録
194 藤瀬共有文書 解説と目録
195 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
196 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
197 富之尾共有文書 解説と目録
198 保月山論文書 解説と目録
199 大杉共有文書 解説と目録
200 保月共有文書 解説と目録
201 保月山論文書 解説と目録202 久徳共有文書 解説と目録
203 土田謙夫家文書(土田) 解説と目録
204 眞淵寺共有文書 解説と目録
205 山口彌家文書(眞淵寺) 解説と目録
206 堀川惣一郎家文書(眞淵寺) 解説と目録
207 川相共有文書 解説と目録
208 藤瀬共有文書 解説と目録
209 重森義家文書(繪崎) 解説と目録
210 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
211 富之尾共有文書 解説と目録
212 保月山論文書 解説と目録
213 大杉共有文書 解説と目録
214 保月共有文書 解説と目録
215 保月山論文書 解説と目録

二 地方文書目録

概説

1 多賀共有文書 解説と目録

2 松宮正宜家文書(多賀) 解説と目録

3 四手共有文書ならびに教円寺文書 解説と目録

4 八重疊共有文書 解説と目録

5 上田柳松家文書(桃原) 解説と目録

6 中川一家文書(中川原) 解説と目録

7 野村正助家文書(中川原) 解説と目録

8 栗栖共用文書 解説と目録

事務補助員 吉川登美子

2 町史編さんの組織	(2) 水車業	6 宗門改め	6 宗門改め	6 宗門改め
(1) 切死丹改め村組手形		(1) 切死丹改め村組手形		
(2) 中筋宗門改め宿泊の村		(2) 中筋宗門改め宿泊の村		
あとがき				
6 宗門改め				
6 宗門改め				
6 宗門改め				

2 町史編さんの組織	(前) 吉岡由紀子
(別巻一平成四年一月以降)	
顧問 桜井勝之進 伊勢市桜木町三〇一二三	
(前) 品居 初江	
顧問 桜井勝之進 伊勢市桜木町三〇一二三	
(前) 品居 初江	
顧問 桜井勝之進 伊勢市桜木町三〇一二三	
(前) 品居 初江	

3 多賀町史編さん委員

顧問 桜井勝之進 伊勢市桜木町三〇一二三	(前) 吉岡由紀子
郵便番号 五二一	(前) 品居 初江
顧問 桜井勝之進 伊勢市桜木町三〇一二三	(前) 吉岡由紀子
郵便番号 五二一	(前) 品居 初江
顧問 桜井勝之進 伊勢市桜木町三〇一二三	(前) 吉岡由紀子
郵便番号 五二一	(前) 品居 初江
顧問 桜井勝之進 伊勢市桜木町三〇一二三	(前) 吉岡由紀子
郵便番号 五二一	(前) 品居 初江

顧問 桜井勝之進 伊勢市桜木町三〇一二三

(前) 吉岡由紀子
(前) 品居 初江

木下長治 第二部 在来文書

奥川貞一 1 行政組織

(1) 庄屋渡り帳目録

(2) 絹衣料のとがめ

(3) 出屋敷「尺仮」出願のこと

2 通達と触書

(1) 通達書

(2) 御触書

3 天保の改革

(1) 天保改革お触面諸事僕役約帳

(2) 物価の二割下げ触れ

4 助郷事情

(1) 海道人足免除願

(2) 助郷人足免除歎願書

(3) 助郷人足免除歎願添書

(4) 免除許可と伝馬銀請書

(5) 人馬絶立貢その他の請求書

5 職業奨励

(1) 油職

- 7 みどりの雑記
- (1) 山論七四年間の結果
- (2) 八ツ尾山一帯の監理
- (3) 頼朝の寄進状
- (4) 檢査帳の写し
- (5) 将軍の本卦返り
- (6) 茜兵衛の免罰

- 4 石灰会所とその消長
- 5 頭人の記録
- 6 疾風災難雑録
- (1) 町中定め書
- (2) おそれながら言上申す
- (3) 城貝家文書
- (4) 高付帳と高書帳
- (5) 人別送り手形
- (6) 直幸の善政

木下長治 種村儀平 木下長治 第二部 在来文書

奥川貞一

4 多賀町史別巻編さん協力委員

多賀村田寿子	水谷安富正順	河原桃	向之倉戸成敏一
久徳近藤一郎	桃原水野幸三郎	内下村・中村・宮前・安原	藤井弘
手宮野武彦	藤瀬城貝龍夫	庵野久兵衛	
栗栖西村一雄	佐目辻田雅平	小倉富造	
中川原吉川登	大君ヶ畑橋本勇	田倉太市	
栗栖西村一雄	佐目辻田雅平	藤本豊蔵・西村弘義	
中川原吉川登	大君ヶ畑橋本勇	河副正男	
栗栖西村一雄	佐目辻田雅平	安富正順・谷口長三	
栗栖西村一雄	山中幸一・桂喜久造・山中ヤエ・桂みち・桂二郎	西村正治・門川利男	
木曾久徳	西沢正三	上水谷	
木曾久徳	小財貞雄・夏原誠二郎・近藤一郎	下水谷	
木曾久徳	高橋健一・高橋重太郎・小时英・小財利三次	栗栖月之内	
木曾久徳	野村正助・高橋正雄・先山京三・瓦本俊明・宮川誠一・征矢和一	栗栖月之内	
木曾久徳	西沢正三	栗栖月之内	
木曾久徳	小財貞雄・夏原誠二郎・近藤一郎	栗栖月之内	
木曾久徳	高橋健一・高橋重太郎・小时英・小財利三次	栗栖月之内	
木曾久徳	野村正助・高橋正雄・先山京三・瓦本俊明・宮川誠一・征矢和一	栗栖月之内	

5 小字名調査委員

協力者一覧表（昭和五九年度以降協力頂いた方）

多賀松宮広蔵・山田才次郎・北川まさ・小川義子・	尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	河原桃	向之倉戸成敏一
野崎繁野・北村はな・大寿賀国三	造植野源一・宮野武彦・松宮宇佐美	内下村・中村・宮前・安原	藤井弘
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	四手植野源一・宮野武彦・松宮宇佐美	庵野久兵衛	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	大岡山木惣九郎	小倉富造	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	八重辻小菅頼道・小菅甚太郎	田倉太市	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	八重辻小菅頼道・小菅甚太郎	藤本豊蔵・西村弘義	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	八重辻小菅頼道・小菅甚太郎	河副正男	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	八重辻小菅頼道・小菅甚太郎	安富正順・谷口長三	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	八重辻小菅頼道・小菅甚太郎	西村正治・門川利男	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	八重辻小菅頼道・小菅甚太郎	上水谷	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	八重辻小菅頼道・小菅甚太郎	下水谷	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	八重辻小菅頼道・小菅甚太郎	栗栖月之内	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	八重辻小菅頼道・小菅甚太郎	栗栖月之内	
尼子岸辺宇三郎・本池太三郎・岸辺宗太郎・本池健	八重辻小菅頼道・小菅甚太郎	栗栖月之内	

土田原金十郎・曾我米蔵・平居新一郎・清水棄久雄
敏満寺種村儀平・安田清一・矢守象一・山本久郎・安
田忠司・樋口九郎七

猿木夏原健三・小菅一夫
相神細工安吉・川添俊行・川岸与一郎・田辺萬蔵
藤湖誠貝喜多郎・川添休次郎・誠貝龍夫

富之尾多林喜一郎・森島留次郎・山本正安・池本宗治
郎・米谷薰

柏崎海東音八・上田宗太郎
一ノ瀬大道路三・桐池藤太郎・井上昇
佐ヶ原高橋虎次郎・久保田秀吉・平塚新吉・高橋一雄
楓田辻川与豊吉・古屋勝博・大矢重男
南谷小林元吉・藤沢憲一
後原大矢藤一・大矢忠司
佐目田辻恭太郎
霜ヶ原田辻恭太郎
佐目川本弥一
大君ヶ畑大矢藤一・大矢忠司
大君ヶ畑大矢藤一

多賀町史 別巻

平成七年三月三一日発行

編集 多賀町史編さん委員会
滋賀県大津市多賀町大字多賀三二四

発行 多 賀 町

制作 第一法規出版株式会社
東京都港区南青山二二二一七

関西支社 大阪市西区新町二二五二四

特別寄贈
表紙クロースダイニック株式会社